
令和3年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年12月10日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和3年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 1 5 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡泉です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

30 分ということですので、今回は件名を 1 つに絞りまして質問させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

今回、件名、子供の健全な育成のための環境づくりについてでございます。

2020 年の全国での自殺した児童・生徒の数が前年比で約 4 割増の 479 人に上り、過去最多だったことが分かりました。また、18 歳未満の子供への児童虐待も 30 年連続で増え続け、2020 年度は過去最多の 20 万 5,029 件に上っております。子供たちを取り巻く環境は一段と厳しさが増してる状況ではないかと思えます。子供たちの健全な育成の課題となっている子供を取り巻く問題は、家庭の問題や学校の指導の問題として今までは片づけられる傾向が強かったのではないかと考えられます。

しかし、国際的には子どもの権利が提唱される中、国内でも近年の子供をめぐる様々な問題が注目を集め、子どもの権利を基本に据えた法整備などが次々と行われているところでございます。問題の解決は、何よりも子どもの権利の問題として、あくまでも国や地方自治体の責務として取り組んでいく必要があるのではないかと私は考えます。そういうことで、現在、町はこれらの問題にどのように対応しているのか、また、問題解決の道筋を今後どのように描いているのかをお伺いしてまいります。

今回、資料を配付させていただきました。1 枚でありますけれども、表のほうが児童・生徒の自殺者の推移であります。令和 2 年までになっておりますので 3 年度はあれですけれども、実態がここに表示しておりますので御覧ください。なお、特にですね、突出して高校生の女性ですね、生徒の自殺者が増えていると。約 2 倍ぐらい増えている状況にありますので、裏側には高校生の自殺者数の推移を掲載させていただきました。特に注目される点は高校の女子生徒じゃないかな

と思われますけども、いずれにしましてもここに御覧のとおり、年々ですね、増え続けているということでもあります。

令和2年は479人ですけども、元年は339人と徐々に増えておるんですけども、ここ1年は非常にですね、増えてる傾向にあるのではないかと思います。先ほども言いましたように、高校の女子生徒につきましては138人と倍増傾向にあると。なお、コロナ禍の長期休校が明けた6月、8月が突出して多かったと。例年は8月ぐらいだと思うんですけど、今回は令和2年についてはコロナ禍の関係で休校しておりましたので、その明けた6月に突出して多かったということでもあります。479人のうち小学生は14人、前年比は8人の増であります。中学生136人、同40人の増、高校生は329人に至っており、同じく92人が増えております。高校生は男子が191人、21人増で、女子は138人、71人が増えております。

また、虐待事案も年々増加しております。いじめについてはですね、休校とかあった点が考えられるんですけども、コロナの影響で2019年度は9万5,333件減少した状況で、それでも51万7,163件あったと、そういった状況にあります。また、小学校の不登校が前年よりも8.2%増加しております、19万6,127人で過去最高であったようであります。

そういったことでこの状況を踏まえ、町はですね、この発生状況を見てどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

では、お答えいたします。厚生労働省の自殺対策白書の資料の中で、18歳以下の自殺の特徴として学校の長期休業明けに増える傾向にあり、この時期にかけて学校として児童・生徒の自殺予防について組織体制を整え取組を強化することは、児童・生徒の尊い命を救うことにつながると思われ、文部科学省からも同様の通知文が出されているところです。

特に昨年は、コロナ禍での長期にわたる学校の臨時休業や外出の自粛要請などにより、家庭環境の変化、社会全体の混乱、経済状況の悪化などによる各世帯・親への影響というのが子供にも波及していて、家庭が子供にとって安心・安全な居場所でなくなっているのではないかと危機感を感じています。このため、各学校においても児童・生徒のちょっとした変化を見逃さないように努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁によりますとですね、危機感は感じてますよという答弁だったと思いますけれども、私自身としてはですね、どの程度の危機感かというところなんです、町としてはですね、この危機感ですけども、深刻に捉えてですね、今後のですね、方策の必要性をどのように、まあ要るのか要らないのか、何もやらないのかという話なんです、その点はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

この問題につきましては、社会的な問題として深刻に捉えているところでございます。各学校においても生活アンケート、児童・生徒に対するアンケートであるとか、子供たちに対する教育相談などの取組を日々努めております。それを着実に進めていくこと、その取組の結果を学校ぐるみで共有化し、必要に応じて町の福祉部局等との連携を図っていくという取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この捉え方が、やっぱり私は最終的には町の方向性が位置づけられるかと考えるので、重要な点だと思うんです。危機感がなければですね、深刻と捉えなければ町は何も方策を講じないということになりますので、確認させていただきました。

それでは早速ですけどもですね、全国的な状況については今る述べました。それではですね、町のですね、いじめや不登校の発生件数は現在どのようになっているのか、現状について答弁お願いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校管理下におけるいじめや不登校の発生事案については県の教育事務所へ報告していますので、その内容に基づいてお答えいたします。まず、いじめですが、令和2年度は6件で前年度より2件減っています。不登校の児童・生徒ですが、17人で前年と同数ですが不登校の兆候がある児童・生徒数は23人で、前年度より12人増えています。

このように、いじめが減り、不登校が増加しているという傾向にあると考えているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町の状況を今伺いましたけどですね、全国的に見たらですね、いじめですけど、1,000人当たり、1年間ですよ、37件。これはどの程度かといいますと、実は一学級1件、年間にですね、いじめについては発生している状況にあるわけですね。コロナ禍にあっても、いじめのほうは減ってるんですけども、それでも深刻さは変わらない。数は減ってるんでしょうけども、いじめは引き続きですね、行われてるという認識がある。これもメディアの放送によりまして結構そういうようなのがあるということで、問題視されてるところであります。

またですね、不登校については小学生がですね、6万3,350人。前年比で1万人も増えていると。中学生は13万2,777人。同じく前年比から比べると4,855人増えている。で、不登校生なんですけど、不登校生のうちですね、55%が90日以上長期欠席をしていると。不登校ですので30日超えると不登校という形になると思うんですけど、多くですね、不登校生の者が90日、長期も休んでるよということになります。これを1,000人当たりで換算しますと20.5人。いじめからすると半分近くですので、二学級に1人ですね、そういった不登校の児童・生徒がいるような状況と。それでですね、あとコロナ禍の感染があったためにですね、この年は30日以上出席しなかった子供たちは2万905人いたということなんですけど、そういう厳しい状況が続いているということを確認する必要があると思います。

そういうことで、こういった状況に対してですね、町は具体的にですね、どのように対応しているのか、ここでお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

いじめや不登校など生徒指導上の問題に対する際、各学校では教職員が児童・生徒の内なる思いに耳を傾けることを念頭に置いた対応に努めています。主な取組としては3つ。

1つ目が児童・生徒の状況確認です。欠席しがちな児童・生徒に対して、欠席した日に担任や補導教員が家庭へ電話連絡などを行い、児童・生徒の状況を確認しています。

2つ目はアンケートです。小学校では、いじめに関するアンケートを毎月行っています。また、学校生活なども含めた生活アンケートを学期ごとに行っています。中学校では生活に関するアンケートを毎月行い、いじめに特化したアンケートを学期ごとに行っています。

3つ目は教育相談の取組です。これは、担任が学級の児童・生徒全員に実施しており、特にアンケートの記載内容などで担任が気になる児童・生徒に対しては、時間をかけて相談に応じています。

これらの取組の状況は、学校での生徒指導委員会や小中学校と教育委員会が合同で毎月開催している生徒指導委員会などで状況を共有し、組織的に対応しています。必要に応じて担任やスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などを行い、また福祉課や健康・こども課、児童相談所などとも連携して、児童・生徒が孤立しないように努めています。

生徒指導上における様々な問題は家庭が抱えている問題に関することも多く、中長期的に取組を求められるケースがあります。しかし、教育委員会や学校での取組は基本的に児童・生徒の在学中に限定され、卒業後は担任やスクールソーシャルワーカーが個別に対応しているというのが現状です。このため、児童・生徒の卒業後の生活を見据えた支援をどのように継続していくのが課題だと考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、お伺いしましたらですね、町としてはこういったいじめ、不登校のそういった対応に関してはアンテナを巡らせてですね、特にいじめの問題なんかそうだと思うんですけどアンテナを巡らせてですね、早めに情報を収集して適切な対応をやっている。まあ当然のことながらそういった非常態勢なりが重要だと思うんですけど、適切にやってるよということが報告だと思うんですけど。

その中でですね、今回出てきた中でスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの活躍も体制の中に組み込まれているということなんですけど。それと、あと連携が特に重要だと思うんですけど、学校教育課だけじゃなくして福祉とか健康・こども課、未就学の子供たちも関係ありますので、これ虐待関係とかありますので、そういうものを含めて考えるとですね、このスクールソーシャルワーカーの活用とカウンセラーの活用状況、これの訪問等ですね、家庭訪問件数をお伺いします。

それともう1つは、それ以外の連携要領のところで健康・こども課も含んだですね、児童相談所との連携はどのように行われているのか、関連質問で質問いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

昨年度のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数ということでお答えさせていただきます。スクールカウンセラーへの相談件数は延べで294件、そのうち面談

を行った件数は217件です。スクールソーシャルワーカーによる相談件数は、これも延べで416件です。

いじめを含め、児童・生徒の様々な問題行動への対応については、児童・生徒と教師との人間関係が基本となります。併せて学校の教職員同士での連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、学校と家庭との連携などにより問題の早期発見・早期対応を図る必要があります。また、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があります。また、内容にもよりますが教育委員会や福祉課、健康・こども課や児童相談所との関係機関の連携もあります。場合によっては、個々の事例に関するケース会議という形で集まって対応を考えることもございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともですね、そういった体制をしっかりと構築していただきまして、そういった防止を、子供たちを見守り、擁護していただきたいと思えます。

子どもの権利に関してはですね、権利条約が日本においても1994年4月に批准されておきまして、5月から発効している状況にあると。またですね、国内法につきましても児童福祉法が逐次改正をされるなどの法の整備が進められておるわけでありまして、特に児童福祉法についてはですね、第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と、確実にそういった条約の基本となるベースとなるものがここに表記されて、しっかり取り組んでいくということが児童福祉法にも整備されている。また、教育機会確保法ですけども、これは不登校の子供たちの対応のそういった法整備も、教育上では行われているところであります。そういった中でありまして有識者からはですね、子どもの権利を保障し促進するための法的・制度的整備にとって不可欠なのは、子どもの権利基本法であると。しかしながら、残念ながら今のところこの法が制定されておきませんので、我が公明党につきましてもですね、こういった有識者からの要望等も含めながらですね、基本法の制定へ向けて頑張っているところであります。

またそういったところでありますけども、条例の制定についてはですね、これは地方自治体で制定することが可能です。そういったことで、これについてはですね、1,800地方自治体の中でまだかなりですね、条例の制定についてはあまり多くはないと。まあ70ぐらいのあれなんですけども、子どもの権利に関わる条例は、その他の条例に関わるものについてはですね、半数の自治体が何らかの子ども権利に関わる条例を制定しているということでありまして。私は基本的にはですね、この子どもの権利に関わる総合条例をですね、町のほうでは制定すべきではない

かと考えているわけです。近くではですね、県内では志免町が平成19年4月1日、それからですね、筑前町が平成21年、宗像市がですね、平成24年の4月1日、それから那珂川町が那珂川市になりまして、令和3年の今年度4月1日に条例を制定してるわけですね。

そういうことで、条例が中に入らないとですね、なかなかそういった法整備、体制が整わないという状況にありますので、町についてですね、この基本条例の制定についての方向性についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

子どもの権利条例の制定の方向性についてお答えいたします。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約「子どもの権利条約」は、子供の生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しており、我が国では1994年に批准・発効されていますが、いまだに同条約に基づく基本法が制定されていません。

本町におきましては、平成28年第1回定例会におきまして「地域福祉計画や子ども・子育て支援計画を策定し対応しているため、現状では新たに条例の制定は行いません。」といった旨の回答をいたしました。しかしながら、現在コロナ禍において子どもが成長していくための権利を守ることが一層求められており、町としては、まず国が基本法の整備を行い、それに基づき各自治体が条例制定を行うことが事業を広域的かつ円滑に進めていく上で最良の手段であると考えています。このようなことから、今後は国の動向に注視し、条例制定等について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のスタンスがここで問われるわけですけど、答弁によりますとですね、基本的には国が基本法を制定しなさいよと、その後から町はそれに付随してですね、やっていこうじゃないかと。先ほど私はここで聞いたわけですね。町としてのですね、危機感はどの程度かと。それがちょっと私は甘いんじゃないかと思うわけですよ、ここでは。受動的にはそうですね。やっぱり国とか県が条例を定めたら、それに付随してですね、追随するような形が多いわけですよ。そりゃ理想的にはそうです。でも、今の状況は厳しいわけですね。

1番初めに確認させていただきました。「町はどのようにその辺りを受け止めているんですか。」

と。そしたら「危機感を持ってますよ。」、その程度でいいのかというのが問題なんですよね。やはり、先ほど申しました筑前町とかですね、宗像市、那珂川市というのはまだ基本法ができていない中で、やっぱり子供を守ろうと、町の子供を守ろうということで条例をつくったわけです、基本条例を。町はそこをですね、待っとくのかということが私は大きな問題なんですけど、そういった受動的な立場でよいのかどうかをちょっとここで伺いたします。考えないのかと、そういうことで答弁をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

現在、福岡県におきましては6自治体が子どもの権利に関する条例を独自で制定しています。先ほども申しましたが、コロナ禍におきましては子どもが成長していくための権利を守ることが一層求められている現状も踏まえて、まず、この6自治体に条例制定の背景や現状を確認させていただき、芦屋町の条例制定の方向性を再検討したいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

是が非でもですね、制定をお願いしたいと思います。町がやっぱり将来の町を担う子供たちをですね、いかに育てるか。特に芦屋町は教育に力を入れてますし、そういった町の宝である、また国の宝である子供たちをしっかりと擁護していく必要があると私は思います。

次ですけれども、第三者機関の設置の必要性について伺っていきたいと思うんですけど、この擁護機関の設置につきましてはですね、国連のほうからも再三ですね、日本のほうにも勧告されてるわけなんですけど、この子どもの権利擁護機関といいますのは条約の一般原則を守る1つの機関がありますが、機能としてはですね、第1に個別救済、第2に提案・勧告による子どもの権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子どもの権利が守られているかの監視、そして第4に子どもの権利の普及・啓発・教育、こういったことをやるのがこの機関でございます。単なる相談窓口だけではありません。救済、そういった支援をするのがこういった機関なわけなんですけども、調査することもできますし、関係する機関に対してですね、是正・制度の改善を求められることもできると。勧告・意思表示もできると、そういった機関でございます。

ただ、こういった機関を設置しているところはですね、やっぱり条例に基づいて設置しております。我が町もまだ設置しておりませんので、そういった機関がどうなっているのかちょっと心配されるところです。そこで伺いますけれども、子どもの権利擁護に関しての相談窓口はど

こになりますか。お伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。子どもの権利擁護についての相談窓口は、まず子育て支援係となります。相談の内容により、円滑な解決を図るべく教育委員会や福祉課等関係課や、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校及び児童相談所等関係機関と連携して対応していくこととなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、先ほども言いました第三者機関の中のこういった子どもの権利に関する周知の徹底、普及・啓発、教育についてはどのようにしておりますか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

芦屋町では、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間や児童虐待防止推進月間の際に、広報紙等で相談窓口の周知や子どもの権利擁護に関する普及・啓発等を行っています。また、教育委員会では定期的に教職員等を対象として、子どもの権利擁護に関する研修や生徒指導上の危機管理の研修等を行っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条約の中の基本理念としてですね、この体制を整えていく上ではアプローチとしてですね、当事者である子供がですね、こういった保障に関して参画する、そういったことがなされなければですね、条約を批准することができないというような状況ですけども、学校現場で子供へのアプローチというのは行われていますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

子どもの権利条約というテーマでの授業というのはありません。ただ、子供自身の命のことを

考える授業ということで、教育課程の中に組み込まれているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

子供たちもですね、そういった参画することもやらなければ条約を批准できませんので、しっかりこの辺りも条例ができれば組み込んでいただきたいと思います。

それでは最後になりますけど、町の第三者機関の設置、今、条例でありますので設置はしてないんですけども、この必要性和、できなければ県への要望等の働きかけができるかできないかについて質問いたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

現在、芦屋町では、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応を円滑に行うための芦屋町要保護児童対策協議会は設置されていますが、子供が成長していくための権利を総合的に守っていく第三者機関は設置されていませんので、こちらについても条例制定等と併せて検討していきたいと考えています。

また、児童相談所等の関係機関と定期的な情報共有会議を行っておりますので、広域的な子どもの権利擁護のため、県レベルでの条例制定の働きかけを行いたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう時間がありません。こういったことで、しっかりと体制を整えながらですね、子どもの権利をしっかり守ってまいりたいと思いますので、それを期待しまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。
本日は件名としては2つございます。

まず件名1、戸別受信機の配布状況・活用についてということでお尋ねをいたします。

町内全世帯に同じ情報が同じ時刻に一斉に送信されることで、地域住民の生活環境が大幅に改善されるものと考えます。戸別受信機が配備される前は、月の初めに区長会で配付された情報資料が各自治区の組長会議を通じて周知をされ、緊急を要する場合や繰り返し周知する必要がある情報は、町の広報車が町内を巡回しながら周知をしております。住民の方からは「町の広報車が回ってきたので聞こうと思っていたら、既に通過をしていた。」、あるいは「何を言っていたかよく分からなかった。」、「不在にしていたので広報車の情報を聞いていなかった。」など様々な問題点があったかと思えます。

今回の戸別受信機の導入は以上に述べました不足する点を大幅に改善し、さらに自治区においては飛躍的に情報の伝達が容易に、かつ確実にお届けができるようになるかと思えます。現時点では試験通報等の過渡期、機器の配布中などで具体的に実感がつかめていない箇所もあるかもしれませんが、今後の年末年始等繁忙期においては、本格稼働ができるような状況が整備される時期になるかと思えます。そこで幾つか、全世帯に配布済みあるいは配布予定になっています戸別受信機の配布状況や、情報発信内容及び今後の機器管理等についてお尋ねをいたします。

要旨の1番ですが、戸別受信機の町内世帯への配布状況ということで、まず町内全世帯に配布する戸別受信機の11月末現在の配布状況はどうなっていますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

配布状況につきましてお答えいたします。製作台数は5,697台のうち、11月末現在4,888台を配布しています。配布率としましては約86%です。公共施設配布分を除くと約700台弱が未配達です。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

では、配布できていない世帯への今後の対応はどうされますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

戸別受信機の配布業務は、工事施工業者である九電工から町民に配布する契約となっております。九電工が宅配事業者である佐川急便に委託し配布を行っていましたが、町民の方々の不在や不在票を投函しても連絡がないなど配布に手間取っているため、九電工と協議を行い11月の末から配布方法を見直し、日本郵便のゆうパックにて再度配達を行うようにしております。

なお、広報あしや12月号に災害情報・避難情報などをはじめ、大切な行政情報のほか住んでいる自治区からのお知らせも音声と文字で受信できるので受け取ってほしい旨を記載し、周知を図っています。また、配布データを抽出した時点から配布までに住民異動があった転入者・町内転居者なども配布することとしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私がお二人の30代、40代の方から質問があった件なんですけれども、「送り主が芦屋町の役場になっているけれども現在の世の中ではいろいろなことがあるので、本当に芦屋町役場からの荷物でしょうか。」という問合せがありました。このような現状を踏まえて、配布をした段階での特異事項はほかにはありましたでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

配布時の特異事項につきましては、機器を配布して設置できるよう、設置手順を写真つきで示したチラシを同時に配布しております。また、芦屋町からの配布物である旨、配布業務を行っている佐川急便に説明をしてもらうように依頼しております。

加えて、配布が始まる直前に広報あしや8月号で「戸別受信機を全戸に無償配布します」と題した特集記事を掲載し、佐川急便から配達することを周知すると同時に、工事も不要である旨を明示し、不審な訪問者ではないこと、詐欺ではないことを掲載しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは要旨の2に移ります。戸別受信機の詳細な情報発信についてということで、戸別受信機の受信情報としてはどのような種類のものがありますか。お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

放送の種類としましては、緊急一斉放送、一斉放送、自治区等の放送の3種類に区別しております。

緊急放送は、消防庁から自動で配信される全国瞬時警報システム——Jアラートですね、からの放送です。これは震度5以上の緊急地震速報、津波警報、それと武力攻撃事態などの緊急時の放送です。また、気象警報または災害等に関する警報が発令された場合において、事態が切迫し、かつ災害の発生が予想される場合の放送です。例えば、大雨特別警報が出されて町民の生命・財産に影響を及ぼすような緊急性がある場合がこれに当たります。

一斉放送は、町民に広く行政情報をお知らせする場合や災害等が発生する恐れがある場合に放送をします。例えば、行政情報では町民体育祭、花火大会、祭りあしやなどの開催案内や中止等に関するお知らせ、あと、選挙の投票案内や投票の呼びかけなどの放送が考えられます。災害については自主避難所の開設や高齢者等避難、避難指示などの放送が考えられます。

自治区等の放送は、自治区単位で区の事業や地域コミュニティ情報をお知らせする放送です。例えば区の総会、餅つき大会や廃品回収、様々な区の行事のお知らせに関する放送などが考えられます。また、遠賀漁協芦屋支所及び柏原支所が所属する組合員等に情報をお知らせする放送があります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。戸別受信機の使用・管理上留意する点についてということで、自治区のパソコンの使用に関してどのような研修をされたのですか。お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

研修につきましては、各自治区よりノートパソコンを使用して自治区から放送ができるシステムを構築しているため、各区より区長とパソコン操作のできる方に参加をしていただき、操作研修を行いました。

研修内容としましては、配信するウェブへのアクセスの仕方、メッセージの入力方法、配信方法、予約配信の方法などの基本的な操作について例文を入力していただき、1時間程度の研修を実施しました。また、一度入力したメッセージを保存してもらうことで、次回以降、同様の内容

を配信する際、手間がかからない方法なども研修で学んでいただきました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私が幾人かの区長さんにお聞きしましたところ、研修は1時間程度であり、パソコンが使える方には理解ができたと思うんだけど、研修の内容は時間の兼ね合いがあると思いますが、はしょっている部分があり、なかなか理解が難しかったという声をお聞きしております。

そこで、現状の研修状況で自治区の使用に関して問題はありませんかでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

操作研修を実施しましたが、入力に不慣れな方もいらっしゃいました。個別にアフターフォローをさせていただき旨を研修のときに案内させていただいております。ある自治区につきましては直接パソコンを持って来られて、入力の仕方を確認して操作の方法を再度聞いていらっしゃった区長さんもいらっしゃいます。

今後も総務課庶務係で、そういう分からない方につきましては丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

送信する情報が各自治区から送信できるということは分かりますが、各自治区で配信する際に気をつける点というものは、どういったところがありますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

気をつける点につきましては、区に対する操作説明会時に、配信に関する取扱い注意事項を説明しております。特に、一旦配信してしまった内容につきましては取消しができないため、配信する前に試聴機能という形で一遍音声で聞いてもらったり、打った文字内容を確認、全角で最高304文字までの入力が可能ですので、内容確認を行うようお願いしました。また、日にち、時間、曜日、場所などには気をつけて間違いのないように入力すること、どこから配信されてい

るのか分かるよう自治区名を入力して配信するようにお願いをしております。

配信に当たっては特定の政党や政治的活動、宗教に関する内容、私的または営利を目的とする内容、誹謗中傷、公序良俗に反する内容、基本的に個人情報に関する内容、ただし本人や家族からの同意を得ているものについては除くという形の中で、配信に当たっても「こういう案件については配信してはなりません。」という形でお伝えをしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

配信された後には取消しがきかないとのことですが、役場から送信した情報についても同様に取消しができないのでしょうか。もし、役場からの情報が取消しができるということであれば、自治区からの情報についても取消しができるように今後修正ができませんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一旦自治区から情報を配信してしまいますと、各戸別受信機に送信された受信内容は文字と音声で戸別受信機単体ごとに録音されております。そのため、役場から自治区が配信した内容を取り消すこともできませんし、役場からもし情報を配信した場合でも同じような形で取消しをすることはできません。

配信内容の間違いを防ぐためには、必ず試聴と文字の確認を行って配信をしていただくしかございません。もし間違った情報を配信した場合には、修正した情報を再度配信していく方法しかございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区から送信するパソコンを、今後どのように管理して使用していくのかをお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

パソコンにつきましては、区長や区長が指定する方に自宅等で管理をしてもらうようにしてお

ります。ノートパソコンですので持ち運びができるという形になりますので、そういう形でお願いをしております。

また、パソコンや配信する場合のシステムについて必要なIDやパスワードについても、情報を漏らさないよう適切な管理をお願いしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは各世帯の接続状況の確認、これはどのような方法で実施をされていけますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

接続の状況につきましては、戸別受信機の受信状況の確認については毎月10日と25日の午後3時に試験放送を行い、音声と文字を表示するようしております。本日10日ですので、本日午後3時に戸別受信機の試験放送が流れるような形にはなっているかと思えます。受信できない場合がありますら、総務課庶務係のほうに連絡をしていただければ対応していきたいというふうに考えております。これにつきましても広報あしや11月号に掲載し、周知をしているところでございます。

機器についての不具合等につきましては、町民から機器販売元である東京テレメッセージ株式会社の防災ラジオコールセンターに電話をしていただき、対応するようしております。防災ラジオコールセンターの番号は戸別受信機の裏面に記載をしておりますので、もし何かありましたらそちらを見ていただければ番号を付しております。

また、各自治区から配信された放送内容につきましては、役場総務課内にある主配信局のパソコンから内容を確認することができるようになっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私が区長さんからお聞きした情報では、「区民の方から、戸別受信機が配達をされた後、箱から出しているんだけど何も動かないということがあったので御自宅に訪問をしましたら、コンセントが入っていない状況だったよ。」と。「高齢者になれば、そのような人がほかにもいると思

うよ。」というお話でした。さらに戸別受信機の稼働が正常にできているかの確認をする方法を考慮されたほうがいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そういう点につきまして、箱から出していない方もいらっしゃる、箱から出しても、今、本田議員が言われましたコンセントを接続していないという方がいらっしゃるようですので、各区長にお願いして、戸別受信機が適切に設置されているのか回覧や高齢者等に確認をお願いしたいという形で、区長会のほうにもちょっとお願いをしたいと思っております。

また、民生・児童委員にもお願いをして、高齢者等を訪問される場合がございますので、戸別受信機が設置されているかを確認していただくようお願いをしております。広報あしやでも戸別受信機の設置についての周知を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

個人の自宅で使用される戸別受信機について、使用上の留意点というものについてお聞かせ願います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

使用上の注意点という形で、戸別受信機の画面をオフにしていると外出時などに配信されたメッセージを一目で確認できないため、画面をオンにしていきたいというふうに考えております。また、受信機の黒いアンテナですね、が確実に接続されているのか。あと、受信レベルという形で出ているんですけど、これが1～5までありまして、最低レベルでいきますと3以上あると望ましいとなっておりますので、受信レベルが3以上となっているのか。あと、音量は通常聞きやすい音量であるか等を確認していただきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、個人使用の戸別受信機の管理上気をつける点、これについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

戸別受信機については、電源の接続アダプターと乾電池の両方をセットしていただくよう周知しております。停電時には自動的に電源が乾電池に接続され、受信できるようになります。また、乾電池を入れてなければ、停電したときに今まで受信していた録音メッセージが消去されますので、乾電池をセットするよう推奨しております。

ただし、乾電池については液漏れなどにより機器が故障する可能性があるため、年に一度乾電池を交換する旨を周知していく必要があると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

では、自治区の変更や自治区の加入の有無が生じた際の対応というものはどうなりますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

お手持ちの戸別受信機はお住まいの自治区ごとに受信できるチャンネルが異なり、また、自治区に加入している方が聞ける設定と、自治区の加入・未加入に関係なく聞ける設定がございます。そのため、町内での転居の際には機器を総務課庶務係に持ってきていただき、新たな自治区の設定を行う必要がございます。

なお、自治区に新しく加入された場合や自治区を退会された場合にも、同様に総務課庶務係で設定の変更が必要となります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

戸別受信機の耐用年数と、それから万が一故障した際の個人負担というものはどうなりますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

メーカーに確認しましたところ、戸別受信機の耐用年数はおおむね10年程度と聞いております。ただし、「40度以下の環境で」というところの条件がついているようでございます。

故障した際の個人負担としましては、故意で過大な過失がある場合などについては機器の修理、購入などについて御負担をお願いしたいと考えております。通常の使用で故障するという事はなかなか考えづらいのではないかとこのように思いますので、故意なことでなければ町のほうで修理が必要な場合は対応したいと考えております。

なお、全国で既に導入した自治体複数、3自治体のほうに確認したところ、住民の方からの不具合や故障の連絡は、現時点では入っていないという形で聞いております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは要旨の4に移ります。今後の周知方法についてですが、戸別受信機が正常に受信できることで本来の機器の機能が発揮でき、効果が十分発揮できるものとなります。生活基盤の重要な情報が流れる機器ですので、周知しても周知しすぎることはないかと思っております。そこで今後、広報等で戸別受信機の特集を記載する予定はありますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これまでに広報あしや8月号で配布前の特集、11月号で運用開始のお知らせ、12月号で再配達のお知らせをしております。今後は、令和4年の広報あしや6月号に記載する予定の出水期前の防災の広報と併せて、戸別受信機の設置のお願いや使い方、注意点などを含めて掲載したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

戸別受信機の設置や使い方、注意点を6月号に掲載予定とのことなんですけれども、私のお聞きした話と私の家の機器もそうであったんですけれども、初期の動作不良なのか電池の消耗なのか分かりませんが、取扱説明書に記載のとおり戸別受信機本体をACアダプターにつないで電池をつけた状態で、僅か1～2か月間で電池消耗を示す電池ランプ箇所に赤ランプが点灯し、電池が消耗したことを表示しております。電池交換をすれば事足りることではありますけれども、使

用方法を確認されてなければ、停電が発生したときには記録されている伝言が消えることになるかと思います。町内全体にすばらしいシステムを導入しているがゆえに、機器本体の機能が上手に使えると有効に活用ができていることになるかと思います。

せっかく芦屋町の情報伝達の環境が整っても、機器本体を受け取っていない、箱から出していない、ACアダプターを接続していない、消耗した電池を交換していないなどなどの要件で情報伝達ができなければ、機器本来の使用目的が達成できません。特に電池の消耗は数人の方からお聞きしている情報がありますので、電池消耗に気をつける必要があるかと思います。また電池の交換時には、ACアダプターをつけている状態で電池交換をしないと録音情報が消えてしまえば、さらにきめ細かな周知と確認が必要かと思います。

そこで、6月号を待たずに年明け早めの広報で、戸別受信機の使用時の注意や留意点をお知らせするとともに配置状況の確認が必要かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

本田議員が言われました電池の消耗等に関しましては、戸別受信機を直接メーカーに出して確認してみないとちょっと原因が分からないとは思いますが、メーカーから聞いていることによりますと、基本的にはACアダプターを接続していれば通常の100ボルト電源で通電し、停電が発生した場合に自動的に乾電池に接続する仕組みとなっており、ACアダプターを接続している状態では乾電池は通電しない状況になっているという形で聞いておりますけれど、そういう早く消耗しているという事案がっておりますので、これについてはちょっと確認はしたいというふうに思っております。

先ほど答弁いたしました「6月に。」という形で、「出水期前に一緒に。」というふうに思ってたんですけれど、本田議員が言われましたこういうところがありますので、戸別受信機の注意事項や乾電池等の交換の留意点については2月の広報に間に合うのではないかとこのように思っておりますので、そこら辺の周知を含めて2月の広報紙に町民への周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、残りの時間が少なくなっただけですけれども件名の2に移ります。防災士資格取得の状況についてということで、近年、身近で発生する大規模自然災害には驚愕するところです。

自然災害の中でも大雨・台風等は事前の情報から早めの報道がされ、いつ雨が降る、いつ大風

が吹くなど多少なりとも事前の準備ができる状況であります。しかしながら、結果的には大きな被害が出ている現状があります。地震に至っては、どこでいつ発生するのか予測がつかずに大自然の前に茫然とするものです。近年の自然災害に対し専門的な知識を持った防災士は、地域において安全・安心のよりどころとなります。以前、防災士について一般質問した際に、今年度芦屋町で10名程度の防災士養成を考えているとのことでありました。そこで、今年度実施された防災士資格取得に向けた内容についてお尋ねをします。

要旨の1、自治体からの資格取得周知方法はどのようにされ、また実施回数ほどのくらいであったのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

周知方法についてお答えいたします。各自治区に回覧用として、6月に「地域の防災リーダー養成を目的に防災士資格取得に係る費用を町が負担します」と題して、資格取得の募集チラシを配布しました。また、広報あしや7月号に防災士資格取得のお知らせを掲載し、1回ずつ町民に対しての啓発を行っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

時間も残り少なくなってまいりましたので、要旨の2番と3番をちょっと飛ばさせていただいて、要旨の4番に移ります。いろいろと今年度ですね、実施していただいた研修の中で10名の防災士が誕生されたというふうにお聞きしておりますので、その今後の防災士の活用方法ということについてお尋ねをします。

防災士資格取得者の今後の活用について、予定としてはどのようなものがありますか。お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災士資格取得者につきましては、福岡県が主催する資格取得者を対象とした防災士スキルアップ研修への参加を促していきたいと考えております。また、町が主催する防災士を対象とした研修会や避難訓練への参加を通して、芦屋町独自の災害に対する知識やハザードマップの内容を理解していただき、各自治区等で活躍ができるように考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

では、次年度以降の研修計画について変更というのはありませんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

次年度以降につきましては、防災士につきましては10名程度の申込みを継続していきたいというふうに考えております。本田議員も言われましたように前回の一般質問でも、最低各自治区に1名の防災士が誕生できることが理想ではないかと考えております。来年以降も、引き続き資格取得に係る費用負担についても継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

戸別受信機の配備によって安心の電波が発信をされます。また、防災士が地域に誕生し、さらには今後も引き続き防災士の資格取得者が増える計画を立てていただいていることに、住民としても安心感が向上するところであります。

機器を配備した次には、住民のつながりが戸別受信機を通じてつながっていきます。防災士にしても資格取得をして終わりではなく、活発な研修等で実践的に活躍できる防災士が地域の中に増えることを大いに期待しております。願うところは、災害がなく防災士の活躍がない町であることが切なる思いであります。防災士の誕生・育成は備えておくことで大きな安心が生まれます。地域の顔が見える安心のよりどころとなります。

今年も今月で終わりとなります。新たな年はコロナが終息し、安心できる日々が到来することを祈念いたしまして一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、11時20分から再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前 11 時 20 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に 4 番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4 番 萩原 洋子君

4 番、萩原です。件名に従いまして一般質問してまいります。

件名 1、飼い主のいない猫について。

数年前より町民から「庭や玄関先で猫がふんをするので困っている。」や、「ある地域に猫が増えている。」といった相談が続いております。ある住民は「捕獲器で猫を捕獲したものの対処に困り、町に相談しても『捕獲器は設置しないように。』と言われたため、逃がすときはとても怖い思いをした。」との話を聞きました。また、野良猫が増えている地域では商売に影響が出ているといった話もあります。

そのため私は、以前から町に対して何らかの対策を講じるよう何度も求めていましたが、町の施策としては猫よけ機といった一時的なものしかなく、根本的な解決策はありませんでした。猫は1回の出産で4～8匹の子を産み、1年に2～4回出産することが可能で、飼い主のいない猫、つまり野良猫を放置すれば、ふんや鳴き声などの問題が発生します。また、猫も適切な環境で飼育しなければ、病気やけがなどで短い生涯となってしまいます。これ以上野良猫が増えないよう、町は人間と猫が共に暮らすために管理体制を整備する必要があるのではないかと私は考えております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

要旨 1、町は野良猫の状況をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。飼い主のいない猫、いわゆる野良猫につきましては、ほぼ町内の全域で確認されるところでございますが、特に多い場所としましては芦屋港湾や西浜町、山鹿に至っては堂山、それから柏原児童公園などが挙げられます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4 番 萩原 洋子君

ただいま猫の状況についてお話がありましたが、要旨 2、野良猫が増えている要因を町はどう分析していますか。お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

「猫がかわいそうだから。」とか「猫を守るためだ。」とか理由は様々あるでしょうが、飼い主のいない猫へ給餌する、いわゆる餌を与える方がおられることが、増えている要因の1つであると考えております。給餌することで猫の栄養状態がよくなり、多くの子猫を産むことが可能になってしまいます。つまり、猫に不妊手術を施さないで安易に餌を与えることが、逆にかわいそうな猫を増やす要因になっていると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、執行部から、猫に餌を与える人がいるから増えているという話がありましたが、先ほどの野良猫の状況把握では全域という話がありましたが、特に港湾、西浜、堂山、柏原、海の沿岸に生息しているんじゃないかと思いますが、環境の問題はないのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

環境の問題ですか。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

環境の問題ということは、芦屋町が海に面しているから野良猫が生息しやすい環境にあるのではないかというお尋ねです。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

失礼いたしました。

海に面していることで釣り客などが放置していった餌や魚ですね、そういったもの、それから海辺ですのでイワシなんか干してあったりとか、そういったところも環境としての、猫が増える餌としての要因はあると思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、ただいま執行部からも話がありましたように、猫が増える要因は猫に餌を与える人がいること、また、海に面している芦屋町は野良猫が増える環境に適しているということであれば、今後何もしなければ野良猫は増え続け、様々な住民トラブルが発生する可能性が高いと考えます。町は、野良猫を増やさないよう何か取り組む考えはおありなのか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

今後のその取組の考えはないのかというところですが、案としましては猫を増やさないよう不妊手術をし、元いた場所に戻すというTNR活動というものを考えております。

このTNR活動といいますのは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に捕獲（T r a p）しまして、不妊手術（N e u t e r）を施して、元の場所に戻す（R e t u r n）する活動のことをいいます。この不妊手術を行うことによりまして、これ以上猫が増えることを抑制し、また、雌猫の発情の鳴き声や雄猫のおしっこの臭い、こういったものが軽減されることが期待されます。不妊手術を実施した猫につきましては未実施の猫と識別をする必要がございますので、不妊手術を実施した猫には耳にV字のカットを入れることとなります。そして、処置後については元いた場所へ戻すこととなります。

このような野良猫を増やさないための具体的な取組やその制度設計につきましては、まずは芦屋町環境美化推進委員会において検討していきたいと思っております。先進地の取組を視察し、一緒に取り組んでいただける方を増やすような支援策などについても、委員の皆さんの御意見も伺いながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま執行部が、TNR活動で自然淘汰していく方向で今後の対策を考えていくというお話がありました。自然淘汰ということになりますと、町がTNR活動を行った場合、住民が「猫が減ったね。」と実感できる期間はどれぐらいかかるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

野良猫の寿命は一般的には5年程度と言われております。この活動を行うことによりまして、直ちに猫の数を減少させることはできません。しかし、将来的な野良猫の妊娠・出産を防ぎ、猫の数が激増しない効果が見込まれます。このことから、事業開始より5年経過後から少しずつ効果が現れ、減少するものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、説明がありました執行部が取り組もうとされているTNR活動についてなんですが、例えば岡垣町では県の事業を利用し、地域猫活動という取組をされています。これは野良猫の不妊・去勢手術などの費用を県が助成し、その後の野良猫の世話をですね、地域のボランティアグループが行うという取組で、現在3団体が行っているという話を聞いております。

しかし、先ほど説明のあったTNR活動は、捕獲し、去勢し、そして元いた場所に帰すというところで終わっておりまして、猫を世話していく人というのが決まってないわけなんですね。そうすると住民のほうは、とてもちょっと困るんじゃないかなと考えます。町内には、ボランティアで保護猫活動を熱心に行っている住民もいます。また、猫に餌を与えているという住民もおられます。既に様々な形で猫に関わっている住民が地域におられます。その中で、住民や地域の方々の今後の理解や協力も本当に必要になってくると思うんですが、その点について何かお考えはあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

現状、餌を与えておられる方には、理由を説明しながら餌やりを控えていただけるようお願いをしているところでございますが、このような方に、そこまでの猫好きを生かして今後は保護猫活動のほうに協力していただけないか、そのような方向でもお話をしてみたいと思います。こういった方や既に保護猫活動をしておられる方、専門家などを交えまして委員会を組織できれば、飼い主のいない猫との共存ができていけるのではないかと考えるところであります。

野良猫に不妊手術を施して元に戻す取組について、具体的な事業の時期ですが、春前には取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま、実施時期は春ぐらいには着手したいというお話があったんですけども、今回皆さんで検討していただけるという環境美化推進委員会、これは、特に猫に関する専門的な観点で御意見いただける方は御参加してなかったように感じてますが。猫の問題は、感染症や法律の問題などいろいろ考えないといけない部分もあると思うんですが、例えば弁護士、それに獣医師、例えば保健所の方に委員としてですね、御参加いただいて何か御意見をいただくというようなお考えは、現時点ではないのでしょうか。お尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

いささか私の説明も言葉不足だったところがあるかと思いますが、春になると繁殖シーズンを迎えるということでも春と申し上げたんですけど、それまでに、まずは試しに動き出してみようと、やってみようということで動き出したいと考えております。

その中でいろんな問題点や課題も出てくると思いますので、それを環境美化推進委員会のほうにフィードバックしまして、本格実施に向けた取組とかに活かしていきたいと思うんですが、この環境美化推進委員会の現在の所掌事務なんですけれども、ごみの減量化や資源化の推進といった大きな仕事もありまして、このような組織の中に今お話にありました弁護士さんとか専門家が入ってこられますと、ややちょっとミスマッチするところがありますので、本格実施に向けて専門家に入っていただく際には、別途、町の附属機関として条例に基づく委員会などを立ち上げて、そちらのほうにまた予算をつけていただくなどして、こちらのほうで本格実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この問題はですね、かなり長い期間がかかる事業になります。しっかり制度設計をしていただくことが、誰かの、個人の負担が物すごくかかる、担当課の職員の負担が物すごくかかるというようなことでは長続きしません。ぜひ、しっかり制度設計していただけるようお願いいたします。

そして加えまして、猫に餌をあげている方というのが、やはり住民の中で困る方というふうに私も話を伺いました。たまたま今年の10月にですね、港湾のほうに視察に参ったときに、猫に

餌をあげている方と話す機会がありました。「猫に餌をあげないでください。」と私も申し上げたんですけど、そのときに「ごめんなさい。」って言われました。やっぱり猫のことが心配で餌をあげている、やっぱり肩身が狭い思いをされてるんですね。でもそういう方は、やっぱりその方の話を聞くと、自分たちでも何かしたいという思いはあることが分かりました。そういった猫の餌をあげている方を排除するというのではなくてですね、先ほども執行部が言われましたように、その方たちも保護猫活動に参加してもらおう。排除するという形ではなく、芦屋町はそういった方もこのプロジェクトに巻き込んでいって、町全体でこの猫の問題に取り組んでいくような姿勢で、ぜひ、しっかり制度設計していただきたいと思います。

次に参ります。件名2、子供の居場所について。

昨年の12月定例会で、町は「住民アンケートで、無料で利用できる塾などの学習支援の場を開設してほしいとの要望が上位だったため、貧困対策を趣旨とした学習支援の場を、県の生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を活用し、設置できないか検討していく。このような事業で子供の居場所づくりにも努める。」と答弁されました。しかし、その後ですね、それに関連する予算は計上されておられませんし、また、動きも見えておりません。長引くコロナ禍で家庭に問題を抱える子供も増え、来年はさらに増える可能性があると考えております。そのため昨年も申し上げましたが、町に多くの見守りの目を増やすためにも子供の居場所は必要だと考えております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

要旨1、昨年の12月定例会で答弁された学習支援の場の開設は、その後どのように検討されたのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

学習支援の場の開設の検討状況についてお答えいたします。昨年の12月定例会におきまして子供の貧困対策を趣旨とした学習支援の場の設置を検討している旨の回答をいたしました。健康・こども課といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種業務の所管課として課を挙げて同業務に従事したため、学習支援の場の開設までには至っていないのが現状です。

現在は他自治体からの情報収集等を行っており、今後は関係機関との協議や他自治体の事例を参考にし、町民のニーズに合った事業の展開を検討したいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま執行部から話がありました。確かに健康・こども課は、この新型コロナにおけるワクチン接種も担当し、昨年から本当に多忙を極めて業務に当たられているというのは重々存じております。しかしながら、普段から町は子供たちのことをよく考え、前回あれだけの答弁の回答をされました。今のお話ですと、コロナの業務で手いっぱいになって、その点ができないというようなお話で私は受け止めましたが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

はい。そのとおりです。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今確認しましたところ、ワクチン接種業務に人手を要しているため、なかなかこの問題に取り組む人手が確保できない。つまり、マンパワーの問題が影響しているということで私は理解しました。

町がワクチン接種を順調に進めることは、町民にとってとても重要なことです。ですが、近年年度重なる児童虐待死事件を踏まえれば、子供たちへの支援も本当に重要なことです。町の事業の中で、どれが重要でどれが重要じゃないか一概に言えませんが、命に関わることは間違いなく重要です。この問題を解決するに当たり、マンパワーの問題を町はどう考えているのかお答えください。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マンパワー不足につきましては、業務多忙で今後業務の継続性が見込まれる場合は、状況に応じて正規職員の配置や会計年度任用職員、任期付職員の配置で対応していきたいと考えております。特に今年度は新型コロナウイルスワクチン接種の事務量が多いことが予測されましたので、健康・こども課に1名職員を増員するなど、状況に応じて職員配置を行っています。

また、正規職員の採用につきましては定年退職者や新たな事業等の展開、業務量の増大等に対して職員が必要と判断した場合は、芦屋町人事協議会で採用について協議を行い、職員の人数を決定しております。来年度に向けて、よりよい人材を確保するため、現在も職員採用試験の受付を行っているところでございます。

また、業務量の増大により緊急的に職員等が必要な場合には、一般的な事務につきましては会

計年度任用職員を任用して対応するようにしております。専門的な知識を有する業務、例えば保健師や社会福祉士、教員などについては任期付職員として任用し、対応するように考えております。会計年度任用職員につきましては事務能力を評価し、一定水準以上の評点があれば最大3年間継続して任用できるようにしております。任期付職員についても同じように、一定水準以上の評点があれば最大5年間継続して任用できるようにしております。

以上のように、定期的な職員の採用や会計年度任用職員、任期付職員により全体的なバランスや財政面を考慮し、適切な人材配置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今のお話ですと、人を増やせばこの問題は解決するのでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人を増やせばすぐ、という形にはちょっとならないかと思います。やはり職員もいろいろ育成をしていかないといけない部分もありますし、職員も増やした中で質を上げていって、業務を続けていくということが必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今お話がありました、コロナ禍の影響でワクチン接種という想定外の業務が加わったことで、現在の人員で新たな事業を行うための調査研究が進まなかったというのは理解できます。ただ、今年度職員も配置してますよね、今のお話ですと。じゃあ、なぜ進まなかったのでしょうか。

そして、でも今後も想定外の事が起こらないとは言えませんよね。想定外の事が起こっても、普段から対応できる柔軟な体制をつくっておくことが、役場の行政の中で必要なんじゃないでしょうか。人を増やすのか、先ほどお話がありましたように。仕事を減らすのか、職員のスキルアップなのか、必要のない仕事はないのか、何に時間を取られるのか、また従来のやり方を見直すことは必要ないのか。職員の研修、AIの導入、即戦力になる専門職の雇用やアドバイザー契約など、あらゆる視点から働き方を見直してはどうかと思います。朝から晩まで休日まで返上して働いていても、人は疲弊し、よい仕事はできません。町の職員の方々には質の高い仕事をしてい

ただき、それが住民サービスの向上につながるのではないのでしょうか。ただ単に、会計年度任用職員を入れます。頭数が増えても仕事が進まなければ一緒です。

私はこの問題が、子供の支援の問題がですね、マンパワーの問題で動かないということでお話がありましたので、町長、その点についてどうお考えなのかお答えください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

マンパワーの件で御質問がございましたので私のほうから答弁させていただきますが、御承知のとおり行政には常に住民サービス向上のための施策等を検討し、実施することが求められています。先ほど御提案のあった猫の問題、これもマンパワー。担当するには人間が要りますよね。

そういうようなことで次から次に新しく、時代は今ちょうどコロナの関係で、コロナ禍の今からの行政はどう進んでいくかという問題も今ぶつかっておるわけでございまして。その辺で、じゃあ今やってる住民サービスの件はお留守になっていいのかというような問題も、たくさん問題を抱えておるわけでありまして。そのため、各課では業務の優先順位をつけて実施計画に計上し、検討に時間を要しているものもあるわけでありまして。おおむね大体3年間のローテーションのPDCAサイクルにて見直し等を行っております。質の高い業務を進めていくことは住民サービスの向上につながるものであり、芦屋町のみならず全ての行政がこのことについては、今、頭を痛めており、そういう形で行政は私が今言ったところを目指して、どこの行政も目指しておると思えます。

また、今後は事業の専門性・緊急性を考慮して必要に応じて、先ほど総務課長もちょっと触れましたが、一定期間の外部人材の登用等を考えていくことも必要となろうかと思っております。それで業務のバランスを考えて、住民サービスの向上につなげていくことになろうかと思えます。

今ちょうどそういうことで、今、萩原議員が言われた行政のですね、過渡期というか曲がり角というか、その点は十分御理解を賜りたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町はコロナワクチンの接種も、本当に住民の方からとても高評価でした。一生懸命住民の方に働いていることは、もう十分知っております。ただ私が心配なのは、やっぱり職員の方々がどんどん倒れていっては、もう立ち行かないんじゃないかと思えます。しっかり働き方のほうを見直していただき、よりよい質の高い事業をぜひ進めていただきたいと思います。

要旨2、昨年「子供の居場所づくりにも努める。」と、先ほど冒頭でも申し上げましたが回答

されました。その後、その点についてどうなったかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

子供の居場所づくりについてお答えいたします。コロナ禍において、子供の貧困対策の一環としての子供の居場所づくりは必要不可欠であり、どのような居場所が子供たちのニーズに合った場所なのかを、他自治体の事例等も参考に検証することが必要となります。そのため現在、福岡市の子どもの食と居場所づくり支援事業など、他自治体の事例を検証しているところであります。

今後はこの検証結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視した上で、芦屋町に適した子供の居場所づくりを検討していきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今年の3月より、町民がボランティアで芦屋小学校区に子供の居場所でもある子ども食堂を開設し、週1回子供が利用しております。少数ですが山鹿地区の子供たちも利用しているということですが、距離もありますし夜暗くなるとなかなか行くことができません。親御さんの送迎が必要になってくるということで、多くの方がなかなか利用できないんじゃないかと思います。それについて、やっぱり山鹿地区、各小学校区、芦屋町3校ありますので、校区にそういった子供の居場所があったらいいという声は出ております。ただ、子ども食堂を立ち上げた方は子供たちが何か御飯が食べれないのを知り、自分たちでも何か動かれました。しかし開設費用や維持していくこと、誰でも簡単に、費用がかかりますのでできません。

このような中、今年の6月、郡内で初めて岡垣町が子ども食堂に補助金を計上し、併せて、国の事業でもある支援対象児童等見守り強化事業を導入しました。このように、国も子供の必要な支援の見守りを強化するための予算を取っております。ぜひ、先ほど執行部も「子供の居場所について、今動いてます。」という答弁をいただきましたので、ぜひ早い段階で強化していただくように、子供の居場所をつくっていただきたいと思います。

午前中の1番目に松岡議員も話されましたこの子供の居場所の問題は、やっぱり子供の命に関わっていくことにつながってくると思います。ぜひ、支援が必要な子供たちのために、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

1、子ども医療費の拡充について。

子ども医療費の拡充については既に県内で7市町村が18歳まで無料化にしており、先に行われた水巻町長選挙で、現職の町長が子ども医療費無料化の対象を18歳まで拡充することを掲げ再選。令和4年4月から実施される予定であります。北九州市に続いて水巻町でも18歳までの拡充に踏み切り、水巻町長は「さらなる制度の拡充は子育て支援の推進となり、定住促進の面からも有効な施策の1つであると考え、18歳到達後の年度末までの助成の拡充について計画を進める。」としています。

以前は芦屋町も町単費で中学生まで医療費を助成していましたが、令和3年4月からは福岡県が助成しています。芦屋町でも、コロナ禍で苦しむ保護者や子供たちに医療費無料化のプレゼントを贈り、子育て支援や定住促進策を強化することが必要ではないでしょうか。伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

今回の子ども医療費の助成対象拡充につきましては、1年前の12月定例会一般質問において川上議員より同様の質問がなされております。今から答弁する内容について前回と重複するところもあると思いますが、御理解いただきますようお願いいたします。

まずは、要旨で述べられました福岡県内における18歳までの子ども医療費無料化の現状、福岡県公費医療費支給制度の助成基準や芦屋町の現状などの認識を深めていただく必要があると思いますので、それらを触れた上で今後の町の対応について答弁させていただきます。

先ほど要旨でもありましたように、福岡県内で子ども医療費の助成対象を18歳年度末としている自治体は7市町ございます。ただし、その内容は入院のみを対象としている自治体が3市町、入院・通院とも対象としている自治体は4市町で、自己負担については7市町いずれにも設けられております。このことを踏まえますと、これら自治体は自己負担が発生しますので、18歳まで医療費が無償であるとは言い難いのではないかと思います。

次に、芦屋町を含む県内16市町村においては、中学生までではございますが自己負担なしの全額無償化を実施しており、先ほど触れた18歳までを対象とする7市町も含めると多くの自治

体で独自に支援制度の拡充が図られております。このような中、本年4月、福岡県公費医療費支給制度が改正され、対象が中学生までに拡大されました。これにより芦屋町においても、ある一定の補助金額の増額は見込んでいますが、子ども医療費全体の約23%を占める自己負担分についてはあくまでも保護者が負担するものと位置づけられたままで、見直しがなされておられません。このように自己負担分については、いまだ県補助の対象外となっていますので、これに係る費用については令和3年度以降も町単費にて支出していかなければならないということを御認識いただければと思います。

続きまして、子ども医療費の助成に対する町の基本的な考え方や、水巻町の制度拡大に伴う今後の対応について触れてまいります。先ほども説明したように、県内各自治体において対象年齢や全額無償化など、独自に子ども医療制度の拡充が図られております。この一方で、居住している自治体によって子ども医療制度の格差が生じるという、国・県レベルの課題もございます。町としては、本来子供は社会で育てるものであり、子供が享受できる医療に格差があるべきではなく、どの地域に居住していても同様の子ども医療費の助成が受けられるよう、国・県は環境整備を進めるべきであると考えております。

このことを踏まえ、本年、県町村会等を通じて福岡県に対し、各自治体で実施している独自支援の状況を踏まえ、それを低下させることなく県の制度下において対象を18歳年度末とした上で、自己負担なし、所得制限なしの子ども医療費の完全無料化の実現を強く求める旨の要望書を提出しております。今後とも、この要望事項の実現のため、福岡県への働きかけを継続してまいります。

次に、水巻町の制度拡大に伴う今後の対応について触れてまいります。昨年的一般質問において、「子ども医療費制度については、国の施策として統一した基準を設けていただいた上で運営していくことが望ましいが、遠賀郡内等近隣自治体の動向も重要であるので、その動向を注視しながら拡充について判断していく。」と答弁させていただきました。あれから1年が経過しましたが、基本的にこの町としての考えに変わりはありません。水巻町では、川上議員が述べられたように来年4月から対象年齢を18歳までに拡大される予定です。また、先ほど触れた18歳まで対象としている7つの自治体とは異なり、助成内容については自己負担なしの全額無償化になることも聞き及んでおります。

芦屋町としては水巻町の状況を踏まえながら、第6次総合振興計画にも掲げている「芦屋の子どもは芦屋で育てる」との理念の下、現在、芦屋町子ども医療制度の改正について前向きに検討を進めていることを申し上げ、答弁を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後、前向きに改正を検討するという答弁でしたが、言われたとおりですね、それぞれの自治体によって違います。ただ、言われたように北九州市では通院・入院とも1か月当たりの自己負担額が、就学前600円、小学生1,200円、中学生以上1,600円あり、今度の水巻町の助成では入院・通院とも自己負担がなく、県内でも標準以上ですね、手厚い内容になっています。

水巻町が制度の拡充を進めた背景には、北九州市への人口流出を止め、子育て世代の流入を促し、子育て支援の推進と定住促進を図る有効な施策の1つであるからということです。水巻町もそれまでは「慎重に検討したい。」という答弁であったのが、今度の町長選挙に臨み、町長が決断し、子ども医療費無料化の対象を18歳まで拡充することを公約として打ち出したものです。もちろん課長が答弁されたように、本来なら県や国、これが子どもの医療にですね、責任を持つべきです。

そこで町長にお伺いいたします。やはり芦屋町でも水巻町に続き、子育て支援、定住促進の施策として18歳までの拡充に踏み出す、このイニシアチブをとるべきではないでしょうか。町長に伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど課長が申しあげましたように、同じような質問が今年の12月にあったわけですが、我々の遠賀郡4町というのはよく町長会でいろんな話をするわけですが、やはり何ていうんですかね、先ほども言いましたようにバランスというか。

ちょっと私、水巻の町長選挙のときに出席式のときに出席したんですけど、そのときにその公約を聞いて、本当そのときにびっくりしたわけで。そのとき初めて聞きましたので、「いや、ちょっと申し訳ない。」「これはちょっと何とか破りやね。」とかいうような話でですね。確かに医療費の件につきましては、芦屋町でも次年度に向けてですね、水巻の町長の決断だったんでしょう。各町いろんな事情がありますので一方的に責めるわけにはいかないわけですが、しかしそこはソフトランディングするようにしなくちゃいけないなと思っております。

何でも芦屋町、コロナの対策でも芦屋町は少し突出した施策をいろいろやりまして、相当、首長連中から非難を被っておるわけですが。この子供の健康のいわゆる「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という大きな看板を掲げております以上はですね、これはどうしても避けて通れない道だなと思っております。今、この時点でですね、「やります。」とか「やりません。」

とかいうことはちょっと差し控えさせていただきます、来年3月の定例会の施政方針でそのことについては述べさせていただきますので、御期待に沿うよう何とか努力させていただきますと思います。

この辺でよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、その方向で頑張ってくださいと思います。水巻町もですね、来年の4月からやるということになってますので、芦屋町でもですね、大変条件的には厳しいシステム改修とかそういったものもありますのでね、大変だと思いますが、職員の皆さんも頑張ってください、来年4月から実施できるよう頑張ってくださいと思います。

続いて2件目、地球温暖化対策について。

世界各地で気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっており、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっています。気候変動による脅威と被害は、日本でも経験したことのない豪雨や暴風、猛暑など極めて深刻です。今年の夏も大雨特別警報や緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水・土石流が起こり、多数の死者や行方不明者が出るなど大きな被害もたらされました。豪雨水害では2018年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川が決壊した2019年の台風19号、2020年の熊本豪雨など、何十年に一度とされる豪雨災害が毎年発生しています。猛暑も頻繁に起きるようになり、2018年の夏の猛暑は各地で40度を超え、熱中症による緊急搬送人数は9万5,000人以上で過去最多となっています。

海水温の上昇や海流の変化は、異常気象の原因となるとともに海の生態系に悪影響を及ぼし、漁業への打撃となっています。気候危機は日本に住む私たちにとっても緊急に解決しなければならない死活的な大問題になっています。このような環境の中で政府も2050年カーボンゼロを掲げ、CO₂の削減に取り組むことを表明しました。そこで次の点を伺います。

1、令和3年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律の第4条と第21条で、地方自治体自らが脱炭素化に向け目標と計画を策定することを求められていますが、芦屋町ではどうなっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町自らが事業者・消費者としての地球温暖化に配慮した行動に取り組むため、芦屋町地球温暖化対

策実行計画を策定しております。現在は、令和7年度までの5年間を期間とする第5期計画に基づいた取組を推進しております。この第5期計画では、町内公共施設が排出する二酸化炭素——計画では温室効果ガスと言っておりますが、削減目標を掲げ、その目標達成に向けた取組内容や評価方法等についてまとめております。令和2年度の進捗状況は、電気・液化石油ガス・燃料の使用量に係る温室効果ガス排出量について、基準である平成26年度実績と比較して7.5%削減するという目標に対して49.65%の減少と、削減目標を大きく上回る結果となっております。

また芦屋町では、地球温暖化対策の一環として町民の皆さんの再生可能エネルギーの利用促進を図るため、平成25年度より住宅用太陽光発電システムを設置する方へ設置費用の一部を補助する制度を実施しております。直近3か年では、平成30年度には14件で104万円、令和元年度には7件で55万1,400円、令和2年度には14件で108万3,800円を補助しております。このほか地球温暖化の防止や資源物のリサイクルの推進とごみの減量のため、資源物回収活動奨励金を交付しております。こちらも直近3か年をお知らせいたします。平成30年度には33団体220万5,690円、令和元年度には31団体199万100円、令和2年度には32団体177万2,600円を交付しております。また、公共交通の利用促進を図るためバスの共通乗車券をお安く販売したり、町内100円バスを運行するなどといった取組も実施してきたところでございます。

一方で、国の動きとしましては令和3年5月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が国会で可決、成立いたしました。この改正によりまして、我が国の中期目標として「2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」との明確な目標が打ち出されたところでございます。「緩和策」と呼ばれます温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えまして、これからの時代は、既に起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことも重要になってくると言われております。気候変動への適応とは、現在から将来の気候の変化とそれが及ぼす影響を知り、対応できるように備えることを言います。気候変動の影響は気温の上昇、農作物の品質低下、大雨や暴風による災害、熱中症など様々な形で既に現れており、残念ながら今後も影響は大きくなる見込みが立てられております。

このような悪い影響をできるだけ抑えるため、科学的な根拠を基に計画的に変化に備えていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は漁業を営んでますけどね、やはりこの近年の海の異常というのを本当に実感するわけです。

よね。例えば、芦屋沖はイカ捕りの漁場であったんですけど、昔はやっぱり島根県沖ぐらいがヤリイカの北限でした。でも、今はもう秋田とか東北まで北限が上がってます。また、ここで捕れているサワラ、これについてもですね、今は津軽海峡、そういったところまで上がっていきますし、また南で捕れる、鹿児島とかを中心に捕れるマビキとか、そういったのが北海道まで上がっていきま捕れているという、そういった状況です。海にも海藻が生えなくなったり、また漁師からも「見たことのない魚が捕れた。」と、こういった話も聞いています。それだけ身近にですね、地球の温暖化が進んでいるということです。

それで今、課長からですね、芦屋町のこれに対するですね、カーボンゼロを目指す取組を言われたわけですけど、この中でですね、特に地球温暖化対策支援補助金としてですね、補助対象機器、先ほど言われた具体的な太陽光発電システムとかがありますが、こういったものをですね、今、多くの自治体が補助金を出してカーボンゼロを目指す取組をやっています。太陽光発電システムだけではなくて太陽熱利用システム設備、それから定置用蓄電システム設備、電気自動車充・給電システム、それから電気自動車、それとネット・ゼロ・エネルギー・ハウス——省エネハウスですね。こういったものに対してもですね、補助金を出しています。それも上限としてはですね、ほとんど20万～30万円。こういったことで補助金を出して、大木町ではですね、約1,030万円、こういった予算をつけています。

芦屋町もですね、もっともっとやっぱり予算をつけていって、住民の中にですね、こういった意識を広げることが必要じゃないかと思えますけど、その点については、こういったことを行う考えはないでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町の環境に関する取組につきましては芦屋町環境基本計画、これは計画期間が平成26年度～令和5年度なんですけれども、これにしっかりうたいこんで、これに基づきまして取組を進めておるところでございます。環境基本計画では国際的な取組、それから日本の取組、それから福岡県の取組、そして芦屋町の取組について掲載しておるところでございます。令和6年度から10年間を計画期間とします第2期計画というのをまもなく策定するような作業に入っていくんですけれども、これは令和5年度実施いたします。

このような見直し作業におきまして、川上議員のほうから御提案いただきましたような内容につきましては議論させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目のですね、気候危機を打開する取組の1つに気候非常事態宣言があります。地方自治体として気候非常事態宣言を出す運動が世界に広がっています。宣言した自治体は20か国を超え1,000以上あり、日本でも100を超える自治体や衆議院、参議院、環境省も宣言しています。福岡県でも北九州市、太宰府市、大木町が行い、気候危機打開に向けた具体的な取組を行っています。芦屋町でも宣言を行う考えはないのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

世界では様々な異常気象が観測され、猛暑や豪雨災害による甚大な被害が発生し、もはや気候変動ではなく気候危機であると言われております。気候非常事態宣言とは、この気候の危機的な状況につきまして自治体等が気候危機を宣言することで市民・町民と気候危機を共有し、共に地球温暖化対策に取り組むために宣言が行われておるようでございます。このほかにも2050年カーボンニュートラル——脱炭素社会ですね。これを目指すゼロカーボンシティ、これを表明する自治体も増えてきました。

こうした状況の中、2021年5月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が国会で可決、成立し、自治体が脱炭素社会に向けた取組の実施を宣言・表明するような状況を受けて、新たな条文としまして基本理念を追加し、2050年までにカーボンニュートラル(脱炭素社会)を実現するとの目標が明記される形となりまして、期限が示された脱炭素社会への取組が法的根拠を持ちました。法に定めたことで、たとえ政権が替わっても取組を継続的に進める姿勢が国内外に示されたところでございます。

議員御指摘の気候非常事態宣言についてですが、宣言の有無だけでなくその中身、特にカーボンゼロを目指すことを明記しているかが重要視されるところでございますが、これにつきましては法改正により新たな条文として、基本理念という形で追加されたところでございます。地球温暖化のような大きなテーマにつきまして、小さな自治体が単独で取り組もうとするとその負担がとて大きい場合があります。また、私たちの生活範囲も1つの自治体のみで完結しているわけではございません。そのため単独で取り組むよりも、近隣自治体と協力して対策を行ったほうが効果的である場合もあります。

このことから、北九州都市圏域連携中枢都市圏といった北九州市を中心に周辺17市町で構成する枠組みでございますけれども、例えばこういった枠組みの中で共同で宣言することなども含め、近隣自治体の動向についても注視して考えていく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど言われたゼロカーボンシティについてはですね、現在日本の中では40都道府県、268市、10特別区、126町村、合計444自治体が行っています。福岡県では福岡市、北九州市、久留米市、宗像市、古賀市、みやま市、大野城市、太宰府市、大木町、篠栗町、鞍手町、小竹町が宣言しています。全国で1億1,227万人、日本の総人口の88.3%がこういった宣言下の自治体で暮らしています。多くの県でもですね、表明していますが、福岡県は残念ながらしていません。ただ、先ほど言ったように県内では12市町村が独自に表明しています。

この地球温暖化によってですね、海面上昇で存亡の危機に直面している太平洋の島の国の15か国の首脳は、COP26が地球温暖化を産業革命前から1.5度未満の上昇に抑えるため断固とした行動を取ることを求めています。気候変動が太平洋諸国に対する最大の脅威であることを再認識し、パリ協定の義務の履行をするため断固とした行動を求めています。非常事態宣言と、それと先ほどのゼロカーボンシティ、これを両方ですね、宣言する自治体も現在増えています。

で、町長にですね、最後伺いますが、芦屋町でもですね、この非常事態宣言を出してですね、地球温暖化ストップの声を表明すべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

おっしゃられることはよく分かるんですが、これはもう日本の国だけではなく世界が、各国が向き合ってる問題でありまして、先ほど課長からもございましたが、例えば芦屋町で気候非常事態宣言を出したとしてもですね、もう看板にしか上がらない。小さな町で。ただ、言えることはですね、芦屋町はそれ以前よりも、さっき出ましたように太陽光発電等の設置補助金をですね、もう数年前からやっておりますし、いろんな形の中でやらせていただいております。

これはちょっと先ほども出ましたように、我々は北九州都市圏域に調印しておりまして、実は先日、北九州市長のほうからですね、脱炭素先行地域等に関する意見交換会の御案内ということで、これは御案内ということで、一緒にやりませんかという御案内が来てですね、ぜひ北九州市と一緒にですね、この件について。やはり北九州市は最も日本で注目されておるこのカーボンニュートラルの先進地であろうと思っております。議員も御存じの風力発電、この辺でどんどん進んでおりますんでですね、北九州市と共にですね、一緒になってこの件に関しては取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時45分から再開します。

午後0時21分休憩

.....
午後1時45分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に3番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。議長より発言の許可をもらいましたので、通告書に従いまして質問のほうを始めさせていただきます。

件名1、将来を見据えた商工業の支援と振興について。

日本では新型コロナウイルスの猛威が少しずつ落ち着いてきておりますが、諸外国ではいまだに衰えを知らず蔓延状態が続いています。また、新たなオミクロン株の出現で感染の拡大も気になるところです。芦屋町では多くの独自支援策など全力でこの苦境を乗り切りつつありますが、今後、いつまた新型コロナウイルスの猛威にさらされるか分かりません。しかし、今は「コロナだからできない。」ではなく「何ができるのか。」という思考に変化してきております。そのためにも、今できる対応や将来的な支援がさらに必要かと思われれます。よって、以下の質問をいたします。

要旨1、新型コロナウイルス感染症芦屋町独自支援策（第7弾）の生活応援商品券発行事業で給付された商品券1万円の使用率について。

家計への生活応援と併せて地域経済の活性化、また、支援のためという目的で発行された生活応援商品券は、使用期間が令和3年6月1日から先日の令和3年11月30日まででありましたが、その使用率についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。生活応援商品券、こちらの使用率ということでございますが、換金率ということでもちょっとお答えをさせていただこうと思います。

現在、商品券の換金業務を行っております芦屋町商工会に確認をしたところ、換金は12月28日まで行われることになっておりますが、12月9日現在で、発行額1億3,401万円に対しまして換金額は1億3,151万2,000円となっております、換金率は98.1%となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

換金率が98%を超えていることで、その額面が芦屋町に還元されているということは非常に評価できる支援策だったのではないかと捉えております。

では次に、業種別の使用率を分かる範囲で教えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちら12月9日現在の状況になりますが、小売業、食料品関連で81.6%、その他小売業で9.4%、飲食業5.1%、建設・自動車販売業が0.7%、サービス業・その他で3.2%となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

はい、分かりました。飲食店が意外にも低いと感じました。緊急事態宣言や自粛要請の影響だとは思いますが、小売業以外にはあまり使用されていない印象です。

では、次の質問に行きます。

要旨2、コロナウイルスの影響を一番受けたであろう町内飲食店の現状についてお伺いします。

多くの事業者は、長い緊急事態宣言や時短要請でかなり疲弊されております。協力金などの支払い遅れなどもあり、苦しい状況を脱していないとも聞きます。テイクアウトなど新しい形態にも挑戦し、何とか乗り切ったところもあったのではないのでしょうか。芦屋町でも様々な支援を行っていただいているのは評価に値しますが、生活応援商品券は飲食業には僅か5.1%しか使われていません。これは先だっつのプレミアム商品券も同じくらいかと予想されますし、感染症対

策防止協力金申請期間も終了しております。

町の独自支援策として実施しました事業所事業継続支援給付金では、受付店舗数は飲食店が83件でしたが、令和2年度から現在までの店舗数の増減は分かりますでしょうか。お伺いします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。町内全ての飲食業は把握できておりませんが、芦屋町商工会に令和2年4月以降の会員推移を尋ねたところ、令和3年9月末の状況とはなりますが、飲食業はその間に3事業者が退会、10事業者が入会ということで、合計7事業者増ということになっております。こちらを合わせまして、9月末現在ですが飲食業の会員数は78となっております。

なお、退会された3事業者の退会、廃業の理由については、コロナの影響によるものなのかは正確には把握できておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

支援のおかげでコロナの影響での廃業店舗はなかったのであれば、支援が行き届いていたということであると思いますし、町内新規店舗の開業もあるようです。しかしながら先の読めない状況ははまだ続いており、飲食店の不安は続いていることだと思います。

先ほども言いましたが、協力金の申請期間は終了しましたが煩雑な申請の補助や対応など、どのように行っていましたか。お伺いします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。コロナに関する補助金申請等につきましては、芦屋町商工会が行っております経営課題解決サポート事業の一環としまして昨年度より申請サポート窓口を開設し、会員・非会員を問わず対応していただいております。

なお、福岡県感染拡大防止協力金の申請につきましては、申請の始まった当初、こちらのときは相談やサポートを受ける方がおられたということですが、後半は各個人で申請をされる方がほとんどであったというふうに向っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

状況はよく分かりましたので、次に行きます。

要旨3、町内事業者へアッシーステッカー配布や県の感染防止ステッカー申請の支援などをしていただいていたのですが、現在は飲食店を対象とした金色の感染防止認証マークに変わってきております。こちらの申請状況は県のホームページによりますと、現在、芦屋町では34件。実際にはもう少し多いと思われませんが、総店舗数78件とまだ差があると思います。取得できていない店舗への対応はしていますでしょうか。

認証マークは継続的な感染防止対策の取組を支援するため、消毒液などの購入費用を支援しますとの名目で支援金5万円を支給しております。年末や新年に飲食店利用者が増えることと思います。県の抜き打ち調査でも、緩みからか4割が対策違反しておられたようです。町民の安心・安全を第一に考えると、油断はまだまだできません。

今後は、金色認証マークが優先的に県の支援ベースになるとも思われます。後手後手にならないよう、前に進むため飲食店へ早めの対応をしなくてはならないのではないのでしょうか。感染症対策にゴールはありません。もっと取得のあっせんなどで、さらなる感染対策の啓発をしていただきたいが、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。飲食店を対象とした金色の感染防止認証マークの認証状況でございますが、12月9日時点で、議員のおっしゃるとおり芦屋町は34件となっております。また、郡内の状況は遠賀町が25件、岡垣町が31件、水巻町が34件となっております。この感染防止認証マークは、申請後に県の調査員が現地確認を行い、条件を満たしている店舗に認証する制度となっております。現在の承認待ちの店舗数は不明でございますが、公表されている店舗以外にも申請中の店舗があるのではないかと考えられます。

認証制度の周知につきましては、町はホームページへの掲載やチラシの配架、商工会では会報誌に制度チラシの折り込みなどを行っていただいているところでございます。今後、お客様の受入れや支援対象などの条件になるものとも思われますので、まだ申請されていない店舗へチラシの再配布などにより周知や申請の呼びかけを続け、認証店舗が増加するよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

飲食店会員店舗数78店舗には数字的にはまだ離れていますので、早めの確認や対応をお願いしておきます。

要旨4に行きます。将来的な商工支援策について。

多くの町内飲食店はまだまだ閑散としています。本来ですと、この時期は多くの忘年会・新年会など予約が入っているはずですが、今はまだ個人的に自粛をしている方も多いのかと思います。

「元の経営状況には程遠い。」という声を聞き、町内が活性化しているとはまだ思えません。飲食店に関わる業者は取引がないと在庫も増え、苦しい時期が続いていることと思います。協力金申請できないテイクアウト専門店やカフェスタイルの店舗もあります。プレミアム商品券は依然好評のようですが、先ほどの業種別使用割合はあくまで参考として、本当に苦しいところはどこなのか、支援が行き届いていないところはどこなのかをきちんと見極めていただきたいと思います。

先日、利用期間の延長が決まりました福岡県のキャンペーン、G o T o E a tで食事券が使える店舗は、町内飲食店は13軒しかありません。また、こちらも2月まで延長の決まりました、ふくおか避密の旅キャンペーンでの地域クーポン券が使える店舗はさらに少なく、町内6軒しかない状況です。使ったことがある方もいると思いますが、このシステムは物すごくお得です。宿泊観光に限らず日帰り観光にも使えますが、使用可能店舗がこの少なさでは、なかなか町内に来てももらえないと思います。

先ほど商品券使用のパーセンテージをお聞きしましたが、やはり飲食店が活性化しないと飲食店に関わる農業・漁業、タクシーや代行業、また他の業者も疲弊してしまい、経済が回りません。町発行の商品券だけでは芦屋町民、芦屋町内でしか完結できません。芦屋町の飲食店は町外からのお客さんも多いと聞きます。町内、また町外の人でもG o T oキャンペーンをもっと利用できるよう、町内事業者にもっと以前から支援・あっせんしておくべきだったのではないのでしょうか。岡垣町では、このG o T oキャンペーンを利用して町が代金を一部補助し、G o T oイートは岡垣でキャンペーンを既に11月より開始し12月31日まで延長を決め、今なお開催中で町内に人を呼び込んでおります。町でお得に飲食店を利用することで、そこに関わる食材提供者の農林漁業者などを応援しています。

芦屋町の認証店が増えていけばこういった取組もまた考えられたでしょうし、将来的にもキャンペーンが続くと予想されます。まずは、芦屋町でも積極的にG o T o認証店を増やすことをお願いしておきたいと思います。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えしたいと思います。G o T oキャンペーンに関しましては、町はホームページへの掲載、チラシの配架、こちらを行っているところです。商工会では関係部会への文書配布などを行い、周知や参加の呼びかけを行っているところでございます。しかしながら町内のG o T o関連の認証店舗数は少数にとどまっており、限られた店舗でしか利用できないのが現状となっております。

G o T o認証店の増加は町外からの来訪を促し、町の観光振興にもつながるものと考えます。また、W i t hコロナでの集客対策としてもメリットがあるものだと考えておりますので、商工会とも協力し制度の周知と併せ、商工会申請サポート窓口の活用等についてもPRを行い、町内のG o T o認証店舗が増加していくよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

昨日、観光協会がSNSを更新しておりましたが、ふくおか避密の旅キャンペーンのCM撮影で某人気女優さんが芦屋釜の里で撮影してくれております。メディア効果はやはり大きいと思います。今後、観光客が増えることも十分考えられますので、早く国や県のキャンペーンに連携できるよう、すぐにでも対応していただきたいと思っております。

次に観光振興に行きます。

件名2、将来（W i t hコロナ）を見据えた観光振興について。

前回の一般質問の中で芦屋町の魅力を発信し、海岸線の資源を有効活用しようと提案してきました。芦屋町は残念ながら駅がないので、移動手段はバス、むしろほとんどの観光客は車で来ることになる地域です。しかし、ドライブに適した横に広がる海岸道路も短く、海沿い店舗もそんなに多くはありません。宿泊施設も少ないので、半日以上滞在してもらうのもなかなか大変な場所です。やはり何か付加価値がなければ観光客誘致も大変です。もし、こんな施設があれば芦屋町の観光振興の幅が広がるのではないかと思い、質問したいと思います。

芦屋町でも将来的な観光振興を考えておかなければならないと思います。コロナ禍で旅行業者や交通業界は非常に苦労を強いられております。それに反して屋外レジャーのニーズは高まっており、キャンプ人口は年々増え続けています。私も趣味の1つがキャンプですが、県内どこのキャンプ場も予約が取れず満員が続いています。現在、働き方改革で就業形態の変化やコロナ禍でのレジャーの考え方が変わってきており、外出自粛でうち時間が増えたことやソーシャルディスタンスで屋内での活動ができづらくなり、また、県外をまたぐ遠方への旅行も制限されていま

した。

このような中、近年キャンプ場の利用客は急激な伸びを見せています。家族の時間や自分の時間に重きを置く人が増え、スローライフの実現や、また、不便を楽しむといった非日常体験を好む人が増えていることもキャンプ人気の要因だと思われます。キャンプは屋外で人との距離が取りやすいことや交通機関を利用せず車やバイクなどでの移動、また手軽な利用料金など様々な要因が今の時代に最もマッチしたレジャーと言えるのではないのでしょうか。本年度は終了しましたが、岡垣町では地域の旅館と連携したリョカンピングという魅力的な事業も展開しておりましたし、直方オートキャンプ場や遠賀総合グラウンドのキャンプ場なども3か月先まで、週末に限っては予約がいっぱいです。もちろん、芦屋町にも総合グラウンドにみどりの広場キャンプ場があるのは知っています。その上で、あえて質問します。

芦屋町でも、観光客受入れやファミリーの憩いの場をさらに準備していくことが大事だと思います。その1つの案として、新しくキャンプ場を考えてみてはどうでしょうか。芦屋町には海浜公園の奥に海まで数秒の広大な芝生広場を有し、また夕日の見える絶景の魚見公園や夏井ヶ浜などファミリーキャンプやソロキャンプに適した地域資源を有しています。また、北九州市や福岡市など都市圏からも近い位置にあり、高速道路の各インターチェンジからも近く、キャンプ場としての立地条件や要素はまさに最適かつ最高な海町だと考えます。また、現在は宿泊施設が少ないため、どうしても日帰り観光がメインになってしまうことも踏まえて、地域で体験、また、交流できる着地型観光振興を考えていく必要があります。まず、今回は検討が進んでいる芦屋港レジャー港化に関して質問いたします。

要旨1、今後レジャー拠点となる芦屋港は、導入する主な機能の中にアウトドア体験、ビーチスポーツ、そして緑地帯活用を掲げております。観光誘致のために安価で楽しめる宿泊施設の1つとして非日常的な生活空間の提供、自然との触れ合い、家族の団らん、人との交流体験ができる場所として、この既存の港湾横緑地帯や、みなとを活かした空間形成プロジェクトで対象としている海浜公園に、キャンプ場やグランピングなどの施設の導入を考えてみてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港レジャー港化におきましては、議員御指摘のように既存の緑地帯や海岸などを有効に活用したアウトドア体験、海や砂浜を生かしたアクティビティ機能などの導入も計画しています。現在、導入機能につきましてはマイクロツーリズムや屋外レジャー需要の高まりなど、新型コロナウイルス感染症の影響で変化した新たな動向やニーズを捉えるWithコロナの視点を基に、

観光動向調査や既存港湾施設のサウンディング調査などにおいて民間事業者の参入意向や意見などを踏まえ、現在精査しているところでございます。

一方で、施設整備や機能の導入については全てを行政が行うのではなく、民間でできることは民間に任せるという考え方が今後の行政運営には必要となります。議員御指摘のキャンプ場やグランピング施設については、民間事業者のノウハウが必要だと考えているところでございます。

また、緑地帯につきましては整備が必要な箇所や上下水道などのインフラが整っていない箇所もありますので、活用できるところから有効活用する段階的整備の方針を踏まえ、様々な視点から精査しているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

はい、分かりました。官民共同で有効資源を存分に生かした施設導入を期待しております。

要旨2に行きます。資料①のほうを御覧ください。

先週末の3日間、芦屋港湾横の駐車場で開催されていたオートキャンプのイベントです。車両が23台、総勢28人の方が芦屋町に来られ、家族や友人とたき火や料理など楽しんでおられました。主催者は遠賀町の方で、その他の参加者は全て町外の方々です。姫路市のほうから来られていた方もいたようです。たくさんSNSで芦屋町の発信もしてくれております。

こういったキャンプが実際に芦屋町でも開催できております。これが気候のいい春や秋だとしたら、もっとたくさんの方が芦屋町に来てくれたのではないのでしょうか。絶好のにぎわい創出スポットになると思います。これを踏まえ、以下の質問をいたします。

港湾緑地帯は既存施設にトイレ、水場も備わっています。また、隣接した駐車場からも近い。必要に応じて改修も考えなければならないと思いますが、一からつくるのではなく事業者投資も少なくて済むメリットもあります。

一方で港湾に限らず芦屋町全体を見ると、先ほど申したように、ほかにもアウトドア体験に関するポテンシャルが十分にあると思います。何より、海が見えるキャンプ場という海町芦屋の付加価値が付きまします。キャンプ場があれば、食事は現地のスーパーなどで旬の食材を購入して料理する人が多いと思いますが、ほかにも芦屋町の魚介類を使ったバーベキュープランやデリバリーなどで、町内飲食店や水産業、農業などの既存形態とも連携できます。入浴はマリンテラスを案内し、海釣りやサイクリングなどの体験プランにも誘導できます。また、キャンプで使用される薪やキャンプ用品などの需要も増えるため新規店舗の開業や誘致なども考えられ、商工観光の活性化にもつながると思います。いわゆる「来て見て触れて」の芦屋オリジナルの着地型観光プラ

ンを追求していけると思います。

実際に、先週末に開催されたこのオートキャンプの方々も芦屋町で買物をし、マリンテラスで入浴されたそうです。活性化推進室では町民協働でワークショップなど積極的に開催していただいておりますが、町全体の着地型観光振興を考えていく上で、まずは港湾PRも兼ねた体験つきモニターキャンププランなどの開催を検討してはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化の視点でお答えをさせていただきます。着地型観光につきましては、芦屋港活性化に限らず芦屋町の観光振興という視点で非常に重要な取組だと考えております。観光振興におきましては地域にお金が落ちる仕組みをつくっていくことが必要となり、消費額を増やす仕掛けや戦略が求められ、各地で着地型観光の商品化は活発です。また、着地型観光商品の開発に当たっては人材育成の側面もあり、非常に効果的な取組だと捉えております。

このようなことから、芦屋港活性化におきましては機運醸成事業としてにぎわい創出や人材育成に取り組んでおり、着地型観光はその取組の1つと捉えているところでございます。昨年度に実施したワークショップではキャンプやアウトドア体験というアイデアも出されておりました、今後、ワークショップを通じて実現性を精査していく予定でございます。今後はこの事業を通して、芦屋港に限らず芦屋町全体の観光振興につながるよう産業観光課とも連携し、取り組んでまいります。また、議員御指摘のように港湾の中には現在利用できる箇所もありますので、体験プログラムの開催など様々な方々に有効に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

私は本気でキャンプ場を作りたいと思っています。私自身もキャンプインストラクターという資格を取得しましたので、協力して体験プランのほうを考えていきたいと思っています。

観光客を呼ぼうとする場合、オリジナルな視点で考えなければなりません。しかし、一たび町に来てもらえさえすれば、釣りをはじめとしたマリンスポーツやモーヴィ、観光協会の体験型プランのあしや体験などと組み合わせれば、コンパクトな移動距離も合わさって体験型宿泊プランとして大いに機能していくのではないのでしょうか。車で来てもらう、体験する、泊まる、この芦屋流体験型宿泊の流れを意識しておいてほしいと思います。

そして前回も言いましたが、「芦屋町を好きになってもらう。情報発信の部分で町内外への芦屋

の魅力発信を積極的に。」と申し上げてきましたが、今は来てもらうための部分、SNS発信、観光マップや観光サインの整備、海、ボート、公園など主要スポットの整備、この部分は皆様の努力で既に徐々に出来上がりつつあります。次に大事なのは芦屋町に来てもらい、次に何をしてもらうか。食事なのか、町歩きなのか、ドライブなのか、アクティビティなのか。こういった非日常の体験を提供してあげられるような、先を見据えた着地型観光の準備をしておいてもらいたいと思います。

最後に、芦屋町の自然を愛してやまない町長。時間もありませんので、今後の観光振興や着地型観光への取組について一言意見伺わせてください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この件につきましてはですね、いつも常々私が申し上げておりますように、芦屋は「海」、この地理であるということですね、今まさに長島議員が言われたような全てのことをですね、網羅して、そういうことをやりたいというその方向性をもって、これに今取り組んでおるわけでございます。

港は県港湾でございますので、県との協議というのがもう非常に重要になってくるわけで。最近、県のほうで予算がようやくつきまして、海釣りのほうが先になりますが、港のほうに海釣りの工事が始まります。ちょっとコロナの影響ですね、やっぱり一年半以上ちょっと会議ができなかったということで遅れておりますが、今、長島議員が言われたように、今言われたことは全て網羅できるような広さもあります。砂場の、いわゆるビーチバレー、ビーチサッカー、釣り場それからマリンスポーツ等々もメニューの中に今後いろいろ入ってこようかと思っております。

どうぞ御安心くださいませ。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

今回、ストレートに「港湾にキャンプ場」という提案をいたしました。海町芦屋は本当に魅力多い町です。まだまだキャンプ場に向いていると思う場所がありますが、今回は時間の都合上ここまでしておきます。

芦屋町には誇れる自然や歴史、そしてレジャー、体験があります。職員の皆様も芦屋町の風を感じ、見て触れて体験してほしいと思っています。コロナ後でも、夏以外でも、芦屋町全体に人の流れが生まれる、そして継続的な支援や取組を検討していただきたいと切に願っております。

以上で、人に町に心に寄り添う、私、長島毅の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。件名1、子供の未来のための環境対策について。

私は昨年12月議会で、地球環境問題について一般質問を行いました。その内容は、「脱炭素社会に向けて、芦屋町は二酸化炭素排出実質ゼロ及び気候非常事態宣言を実施するお考えはないか。」と問いました。町は、「芦屋町において策定していくか、今から調査研究していきたいと考えている。」という答弁でした。今日は、子供たちの未来のための環境対策について質問していきますが、環境問題は待たなしと言われるように、喫緊の課題です。

では、要旨を読み上げます。

2020年10月、我が国はパリ協定に定める目標を踏まえて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。2021年5月には、2030年度において温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。同年10月に改正されました地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標を踏まえて策定されています。内容は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガス全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏づけとなる対策や施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

そこで伺います。改正法では、二酸化炭素排出実質ゼロの実現には、国民や事業者の理解と協力が前提であることを明示しています。したがって、国は自治体に区域施策編と呼ばれるものを、努力義務ではありますが策定することを求めています。このような状態の中で、改正の主な内容はどのようなものでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、「改正の主な内容は。」というお尋ねでございますので、お答えします。3点ございます。

1点目が、新たな条文として基本理念が追加され、2050年までにカーボンニュートラル(脱炭素社会)を実現するとの目標が明記される形となり、期限が示された脱炭素社会への取組が法的根拠を持つことになりました。

2点目が、再生可能エネルギー活用事業の計画・認定制度が創設されたことでございます。カーボンニュートラルの実現に重要な再生可能エネルギー事業に関しては、地域によってはトラブルが発生することもあり、地域における合意形成が課題となります。地域課題の解決に貢献する再生可能エネルギー活用事業については自治体が積極的に関与し、地域内での円滑な合意形成を図りやすい基盤が整えられました。具体的にはですね、開発許可手続のワンストップ化や、一定の手続の簡略化といった特例が設けられたところでございます。

最後のポイントですが、企業の温室効果ガス排出量のオープンデータ化です。法では、一定以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、排出量を国に報告させる制度があります。企業の排出量情報が広く活用されるようになる基盤を整え、企業の脱炭素への前向きな取組が評価されやすい環境づくりがされます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

(2)に入ります。第5期芦屋町地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減率は、温室効果ガス46%削減に適合しているか。どのように思われていますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町地球温暖化対策実行計画、この第5期計画についてですが、これは令和2年度中に策定させていただいたものでありまして、今回の令和3年5月の法改正よりも前であったために、基準年度は令和元年度に設定して取組を進めておるところでございます。このたび国が、2013年度比46%削減という明確な目標を示されましたので、基準年度と目標値の置き換え作業が必要になると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ここに芦屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編第5期）というものがありますが、その中でですね、その実績データは、平成30年度の公共施設の温室効果ガス総排出量は2,600トンと表示されています。しかし、町内の産業部門、家庭部門、運輸部門など町内全体の排出量は記載されていません。

そこでお聞きします。町内全体では何トンになっているのか。また、公共施設の温室効果ガス総排出量2,600トンは町内全体排出量の何%になるのか、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町全体の家庭や事業所や、全てから算出されます二酸化炭素の排出量を私どもは推しはかるすべは持ちませんが、環境省のほうかホームページのほうで独自の計算をされまして、全国の自治体からのそれぞれの二酸化炭素排出量を掲載しておられます。そちらのほうからの、これが自治体排出量カルテということでお示しになられてる分があるんですけれども、それから引用させていただきまして、芦屋町全体の平成30年度の温室効果ガスの排出量が6万1,000トンとなっております。

私どもが実行計画の中で、それぞれの所管課から上げていただいた数字を積み上げまして算出した公共施設から発生する30年度の二酸化炭素の排出量が2,600トン。このことから計算しますと4.3%ということになろうかと思ひます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

というようなことであれば、残りの95%は公共施設以外の産業部門、家庭部門、運輸部門の排出量であり、公共施設部門で排出量を積極的に削減したとしても、町内全体の温室効果ガス46%削減の実現は到底おぼつかないのではないだろうかと思ひています。温室効果ガスが排出される公共施設、産業、家庭、運輸部門で具体的施策を検討し、町全体で排出量を削減できるよう横断的に町民と共に全町挙げての取組が必要と考えます。

地球温暖化対策は、未来の子供たちのために実効性のある取組をしなければなりません。そこで、町民、事業者の協力体制はどうあるべきかを考えたとき、芦屋町地球温暖化対策実行計画推進体制のメンバーは、現在、役場職員で構成されています。ゼロカーボンシティを宣言した大木町、篠栗町など先進自治体などでは、学識経験者、事業者、環境関係者、住民代表に参加を呼びかけた第三者評価委員会、すなわち協議会などを設置している。また、条例を制定しています。

職員の方だけの評価だけではなくやっぱり第三者委員会等を設置して、そして全町民として捉えていく必要があるという思ひで、芦屋町も町民や事業者の協力体制の下に、町ぐるみで温室効果ガス排出削減のための協議会ないしは条例を設置して検討してみたいかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

地球温暖化に関する取組も、芦屋町の最上位計画であります芦屋町環境基本計画、この取組の中の1つの分野であると思います。この環境基本計画に基づきまして私どもは、これが芦屋町の環境を進める上での最上位計画になりますので、この環境基本計画の中で、また環境審議会という附属機関もあります。こちらのほうなどに議員のお考えの内容、こちらのほうに環境審議会のほうに諮って進めていくというやり方もあろうかと思っておりますので、そういった観点でも考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今言いました環境基本計画、審議会もさることながらですね、やはり危機意識を持ってそういう体制づくりのためにですね、条例を制定したところもありますし、そういう委員会等でもですね、危機感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

時間が少ないので割愛しなければなりません、(4)はですね。申し訳ありませんが。

(5)は、川上議員がこの二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体について説明をされましたが、2020年は、9月の時点では4つの自治体だったのが議会ごとに次々と増えて、そして2021年10月29日現在では479の自治体が、そういうゼロ表明自治体が増加しております。福岡県内では、川上議員のほうからもありましたが12の自治体が宣言をしていると。篠栗町は本年9月議会にて町長が宣言しております。

このように、ゼロカーボンシティを宣言する自治体は急速に増加していますが、遠賀郡内の自治体は残念ながら1つもありません。先ほどの質問の中で町長は、北九州市圏内でのまとまり、統一というかそういうようなことを答弁されたようですけれど、遠賀郡内の自治体をリードする意味で、二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をすることを考えてみたらいかがかと思うんです。また、環境省もこの改正に基づいて、そういう二酸化炭素実質ゼロ宣言を促しております。そのことによって助成の対象にもなるというようなことですから、再度考え直していただいて。

私が今言おうとしているのは、非常事態宣言ではありません。二酸化炭素排出ゼロ、実質ゼロ宣言は行う必要があるのではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

ゼロカーボンシティ宣言につきましても、やはりこれも地球温暖化対策のような大きなテーマの問題になります。単独で取り組むよりも、近隣自治体と協力して対策を取ったほうが効果的ではないかと考えます。

これからですね、脱炭素先行地域ということで北九州市と連携して取組を進めていくことなども予定しておりますので、北九州都市圏域の連携中枢都市圏、北九州市のほか17自治体なんかでも協力して、このような大きな枠組みの中で宣言することについても考えていく必要があると思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋町は、そういう大きな組織の中でも結構でしょうけど、乗り遅れることなくですね、進めたい。そのことによって国から、環境省からの助成金等も頂くことができるわけですから。ぜひですね、そういう話もあるでしょうけど、篠栗町にしろ小竹町にしろ、そして鞍手町でもですね、そういう宣言をすることによって、そういう条例等をつくって今頑張っているところ。ぜひ、前向きに考えていただきたいなと思います。

じゃあ、件名2に行きます。

私は先の6月議会で、SDGsの理念である地球上の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す意味で、ヤングケアラーに関して3点を問題提起しました。1つ目は、ヤングケアラーの実態について。2つ目は、社会的認知度を広めるための対策について。3つ目は、ヤングケアラーの支援策についてです。ヤングケアラー問題は喫緊を要するため、今回も取り上げました。

要旨、SDGsは2015年の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するために17項目の目標が掲げられ、地球上の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す指針であり、日本政府もSDGsに積極的に取り組んでいくことをうたっています。第6次芦屋町総合振興計画の具体的施策は、根底にこのSDGsを持ってなされなければなりません。SDGsの17項目の目標に照らして進めていくことが肝要であると町も指摘しているとおりで。

まず質問に入りますが、ヤングケアラーについて、その進捗状況についてお答えいただきたいのですが、私は「ヤングケアラーの早期発見、早期支援、継続支援の仕組みづくりは、ヤングケアラーの立場に立った公的サービス制度を活用しやすい支援体制を構築しなければなりません。

そのために相談窓口を設置すること、また、ヤングケアラー条例を視野に入れて検討する必要があるのではないか。」と問いましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校関係についてお答えいたします。各学校に確認をしておりますが、ヤングケアラーに該当する児童・生徒についての報告はありません。各学校では、ヤングケアラーの問題に限らず生徒指導上の問題へ適切に対応するため、児童・生徒のちょっとした状況の変化に気づけるよう、日々の健康観察や生活アンケートなどを定期的に行っているところです。アンケートの内容が気になる児童・生徒に対しては、担任などが個別に児童・生徒の相談に応じる機会を設けています。相談の内容によりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも相談し、スクールカウンセラーが児童・生徒のカウンセリングを行ったり、スクールソーシャルワーカーが当該児童・生徒の保護者と面談したりすることもあります。

このような日々の取組を積み重ねながら、児童・生徒が抱えている問題の早期発見、早期対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ヤングケアラーの存在といいますか、そういう子供がいないということは、それだけ芦屋町の教育委員会としてですね、取組がなされているとは思いますが、たまたまですね、議会事務局に顔を出したところ、「ヤングケアラー 孤立防げ」というような新聞記事がこうやって出ておりました。大きく取り上げてましたが、「ヤングケアラー 孤立防げ」。孤立してる子供がいるかも分かりませんね。

そして、その孤立している子供が分からない理由というのは、支える取組がない。縦割りとなっている役所の1つの部署では対応できないと。福祉課、それから地域住民、それから区長会、それから民生・児童委員、そういうようなところに声かけをされたことがあるのか。ないしは、広報あしやにヤングケアラーの問題について掲載されたのか。その辺についてはいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

ヤングケアラーの問題に限らず生徒指導上の問題には適切に対応していくということで、ヤン

グケアラーもその中の1つの課題というふうに考えております。もしそういった事案が見つかった場合には、まず児童・生徒に対して聞き取りを行うなり、校内の生徒指導支援委員会で学校管理職や生徒指導担当・補導担当・スクールソーシャルワーカーや不登校対策指導員・各学年の生徒指導担当などと情報を共有した上で家庭訪問や保護者面談などを行っていくということで、実態の把握に努めているというところでございます。

その情報につきましては、教育委員会なども入った毎月行ってます小・中学校合同の生徒指導委員会の中でも情報を共有し、案件によっては町の福祉課や健康・こども課等と連携を取りながら対応していくという体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういう意味でですね、今そういう生徒、ヤングケアラーはいないということでしょうけど、もしですね、もし出るようなことがあったときに、やはり駆けつけてですね、相談をしたいところ、それが学校の教員であるか民生・児童委員か分かりませんが、やはり町としてですね、そういう相談窓口なるものはですね、あるんだというところをやはり広報あしやでもですね、掲載して、ヤングケアラーというものはどういうものであるかということをおね、掲載する必要があるんじゃないありませんか。いかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

ヤングケアラーの問題は、生徒・児童の家庭に関わる問題でもあります。そのため継続的な対応が求められるところです。このためスクールソーシャルワーカーや教育委員会、健康・こども課や福祉課、児童相談所などの機関と連携して取り組む体制を構築しているところでございます。それは先ほど答弁したとおりでございます。

で、議員から広報に関する御指摘がありました。広報掲載については具体的な検討までできておりませんが、教育委員会としては、ヤングケアラーの問題は先ほども申しましたとおり生徒指導上の問題の1つであると考えておりますので、学校での取組、学校、教育委員会及び関係機関と連携し、問題を抱えている児童・生徒に寄り添った取組を進めていくというところに力を集中しているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、時間がありませんので次に行きます。

学校教育や社会教育におけるSDGsの推進についてですが、芦屋町としてSDGsの理念を達成するために、持続可能な社会の作り手として小・中学校の子供たちの資質・能力の向上及び社会教育における実践にまつことが大きいと言われていますが、このSDGsをどのように捉え、この理念を推進していくおつもりでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

学校教育での取組について、私のほうからお答えいたします。

SDGsで扱われている対象は、貧困、人権、環境、資源、エネルギー、防災・安全、多様性の尊重など、学校教育の内容にも密接に関わるテーマです。文部科学省もESD（持続可能な開発のための教育）として、世界にある様々な地球規模の課題に対して行動ができる人材を育成する教育の推進を図っています。SDGsも文科省のESDも、ともに地球規模の課題を解決し、持続可能な社会を実現する共通の目標を掲げています。

そこで、各教科書会社ではSDGsの視点を取り入れた教科書編集に努めています。例えば、中学校の社会科公民の分野の教科書の最初に、「持続可能な未来を築いていくために、私たちにはいったい何ができるのでしょうか。この大きな問いへの答えを探し求めていく学習、それが公民の学習です。」と書かれています。このように、社会科を中心に理科、家庭科、道徳などいろいろな教科でSDGsの視点を取り入れられた学習を進め、日常の学習活動の中でSDGsに関する知識を身につけています。

また、先月、山鹿小学校では5年生が稚魚の放流活動を行いました。その際、環境学習としてカードゲームを使ってSDGsについて学ぶ授業を行っています。このほかにも、機会を捉えてSDGsに関連する内容である人権や平和に関する学習等も行っています。併せて、国や県などからSDGsに関する掲示物や資料が届いた際には校内に掲示をし、SDGsに対する理解を深めるようにしています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういう理念とか、そういう学習指導要領等にも書かれてあると思いますが、それを実践する

というところですね、新聞記事なんですけど、北九州市は「給食牛乳のストローをやめます。」と。牛乳が毎日出ておるわけなんですけども、「年間約1,500万本、そして約7トンのプラごみを減らせる。」と。今、芦屋町の小・中学校も牛乳はストローだと思うんですけど、それを小さなことかもしれませんが約7トンのプラごみが減量されるということで、動機づけとしてですね、環境問題をごみ問題として捉えたときに、子供たちにそういう教育の一環として取り組んでるということで、これはほかの市町村もこのストローをやめて、そしてそのまま口を広げてですね、飲むような、そういう新聞記事が出ておりましたので、またこれを差し上げたいと思います。

最後になりますが、私は教育委員会ですね、町もそうですけどやっぱり芦屋町というのは歴史遺産、それに文化遺産など文化財の保護、そして文化財の情報発信、それに豊かな自然環境の保全に努めなければならないと考えます。次世代へと継承していくためには、小・中学校の子供たちに体験学習を行うことが重要だと考えます。そのことによって子供たちは自然に対する畏敬の念を培うことになり、まさにSDGsの理念に立った持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すことになるのではないのでしょうか。

その持続可能な社会のづくり手として子供たちを育成していかなければならないと考えていますが、私の見解ですが、教育委員会のほうはどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、妹川議員がおっしゃったことは、そのまま文科省のESDの教育内容、世界にあるいろいろな課題を解決して責任を持って行動できる人材を育てていこうというのが文科省の考え方であり、それに対して、当然芦屋町もそのような気構えを持って子供たちに、ぜひ責任ある行動ができる子供たちを育てていきたいなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 45 分散会
